

愛 別 町 耐 震 改 修 促 進 計 画
改 定 版

平成 31 年 3 月

愛別町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 対象区域・計画期間	2
4 計画の位置づけ	2
5 策定体制	3
6 愛別町の概要	4
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	8
1 想定される地震及び被害状況調査	8
2 耐震化対策の現状の把握	27
3 平成 32 年度を目処とした耐震化の目標設定	34
4 耐震化に向けた取組方針	35
第3章 耐震化促進に向けた施策	38
1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及	39
2 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	44
3 耐震診断・改修を担う専門技術者の育成・支援	51
第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導.....	52
1 耐震改修促進法に基づく指導等	52
2 建築基準法に基づく勧告または命令	52
3 所管行政庁との連携	52
第5章 計画の推進に向けて	53
アクションプログラムの作成・公表.....	53
参考資料	54
1 多数利用建築物	54
2 指定避難所	54

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国では同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、東南海・南海地震、首都圏直下型地震など大地震が想定される警戒地域外で、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、全国いっどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まり、これを受け、平成18年1月に耐震改修促進法の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等について強化されることとなりました。

このような動向を受け北海道では平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定、愛別町においても計画的な耐震化の推進を図るため、平成19年度に「愛別町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、地震に強い住宅・建築物の確保や耐震化の普及啓蒙・地震防災に対する地域における取組の推進、特定建築物の耐震化の促進等を行ってきました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらすなど、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。

国では、平成25年11月に、耐震改修促進法を改正し、地震に対する安全性の向上を一層促進することとし、北海道においても平成28年5月に北海道耐震改修促進計画見直し、市町村においても耐震改修促進計画の改定に努めることとしています。

以上を踏まえ、「愛別町耐震改修促進計画」は平成27年度で目標年度を経過していることから、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定する必要があるため、計画の見直しを行います。

表 1-1 耐震改修促進法の変遷

年	関係法令の制定、改正	概要	主な背景
昭和 55 年	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和 53 年)
平成 7 年	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災：平成 7 年)
平成 17 年	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成 16 年) 福岡県西方沖地震 (平成 17 年)
平成 25 年	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成 20 年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災：平成 23 年)

2 計画の目的

本計画は、住宅建築物と不特定多数の者が利用する建築物において現状を把握し、その建築物の耐震化にむけて具体的な目標を設定し、目標の達成のために必要な施策を定め、計画的に町内における建築物の耐震化の向上を図ることとします。

3 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は愛別町全域とし、計画期間は 7 年間（平成 31～37 年度）としますが、耐震化の目標年度は国の基本方針、北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、平成 32 年度とします。

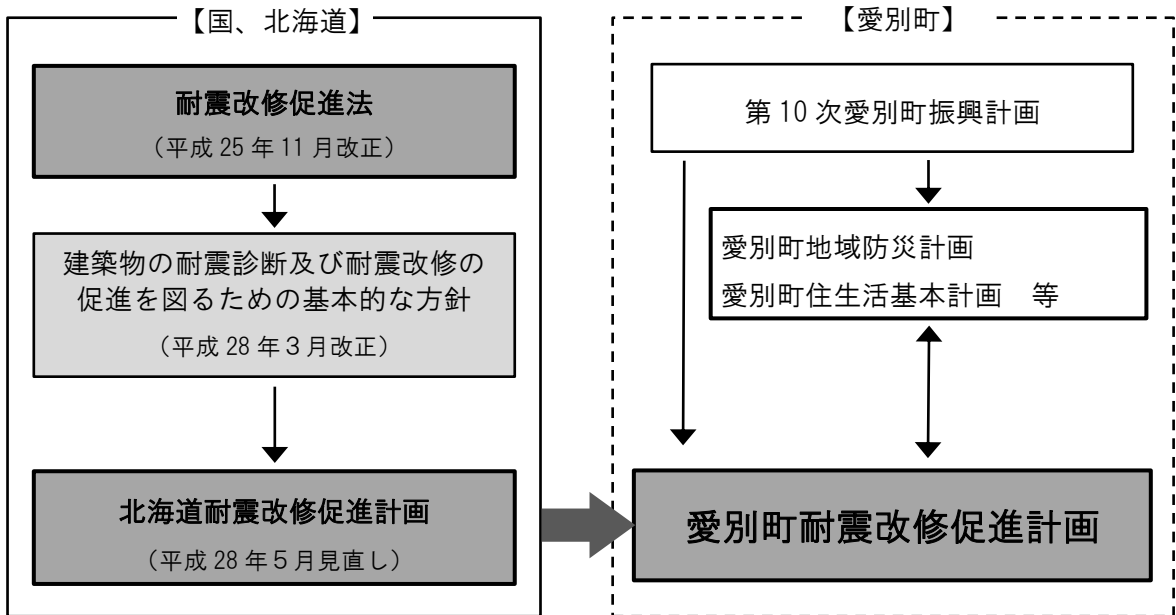
なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

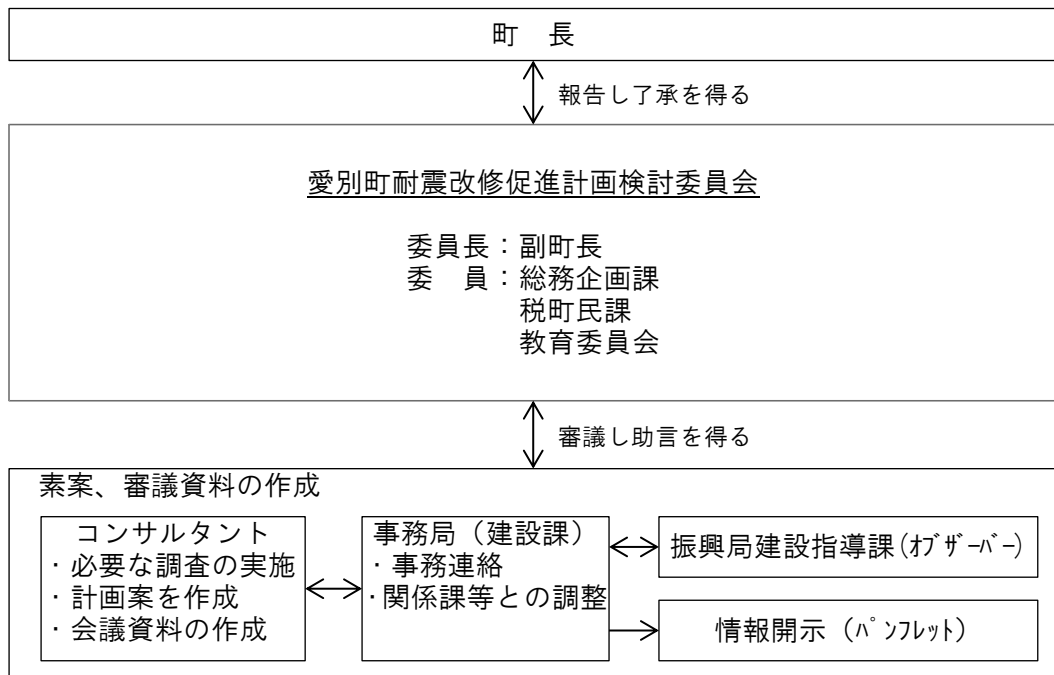
本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

図 1-1 計画の位置づけ



5 策定体制

本調査業務は、関係課長等、アドバイザーからなる「愛別町耐震改修促進計画検討委員会」において協議し、さらに適宜北海道など上位機関との調整を行いつつ実施します。各種資料及び必要な調査はコンサルタントに委託します。



6 愛別町の概要

(1) 位置・地形

愛別町は、北海道のほぼ中央、上川盆地の東北端、大雪山麓にあり、東は上川町、西は比布町、南は当麻町、北は手塩山脈を境として士別市に接し、町の中央を石狩川と愛別川が流れ、東西 21.4 km・南北 22.4 kmに広がり、面積 250.13 km²を有しています。

愛別町の土地利用は、町域の 77.4%が山林、農地が田畑を合わせて 7.7%であり、宅地は 0.7%となっており、豊かな景観と肥沃な土地に恵まれています。

土壌は、石狩川の流域に沖積層からなる低台地帯と高台地帯があります。

住宅地は、石狩川と愛別川沿いの低台地帯に位置し、遠景の大雪山、中景の斜面緑地等が緑豊かな景観を形成しています。中心部の住宅地は石狩川により大きく2つに分断されています。

図 1-2 愛別町の位置



表 1-2 土地利用の状況

単位：km²

地目	農地			宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
	田	畑	計						
地積	17.4	1.8	19.2	1.9	193.6	7.1	4.3	24.0	250.1
構成比	7.0%	0.7%	7.7%	0.8%	77.4%	2.8%	1.7%	9.6%	100.0%

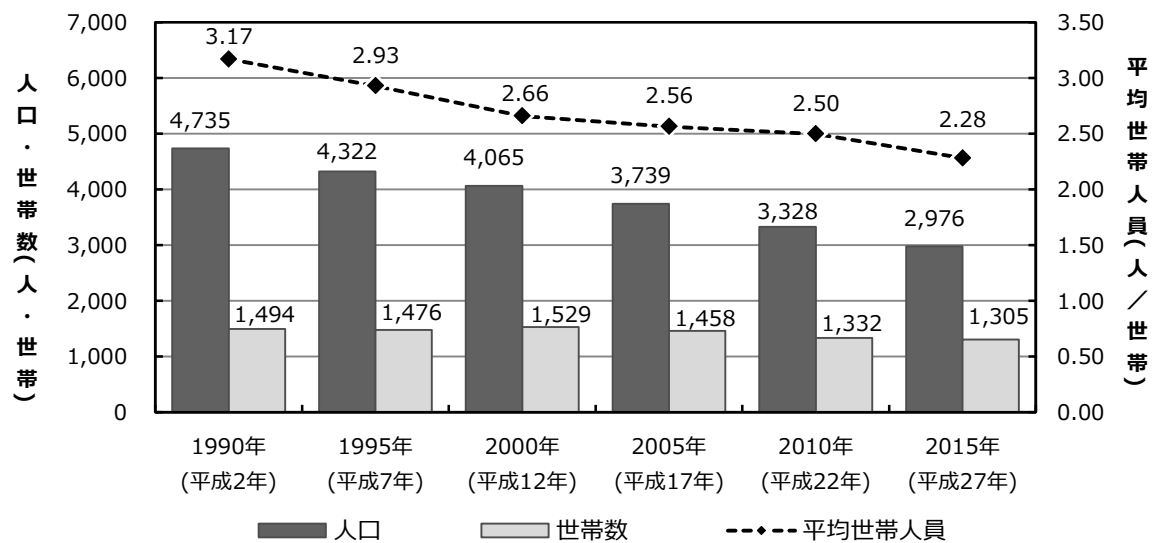
資料：愛別町調べ

(2) 人口・世帯

人口・世帯数は2015（平成27）年国勢調査では2,976人、1,305世帯となっています。推移をみると、人口は減少傾向となっており、世帯数は2000（平成12）年までは増加傾向となっていました、平成17年には減少に転じています。

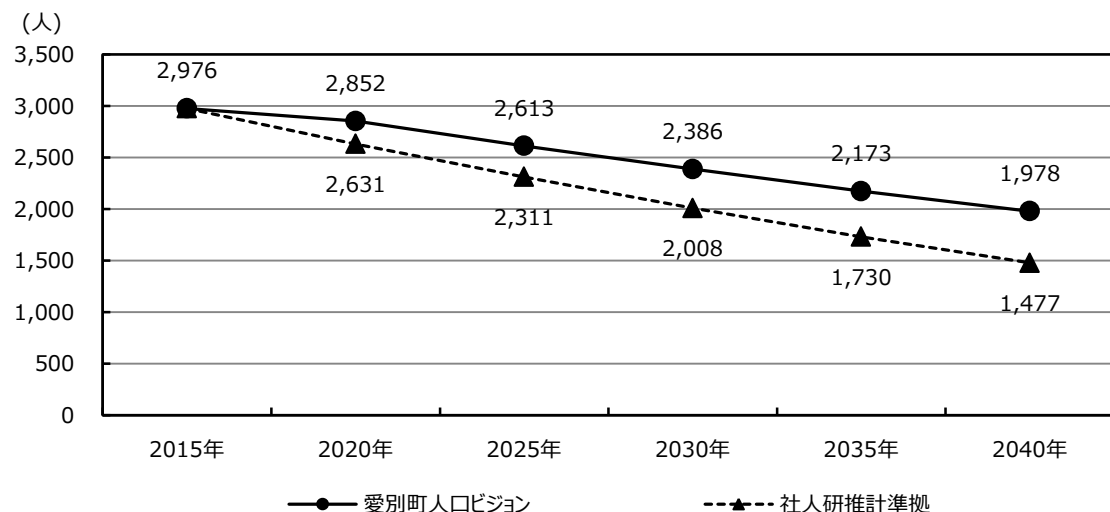
愛別町人口ビジョンによる将来人口の推移をみると、2040年で社人研準拠の推計が1,477人、目標推計は1,978人となっています。

図 1-3 人口、世帯の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 1-4 将来人口の推計

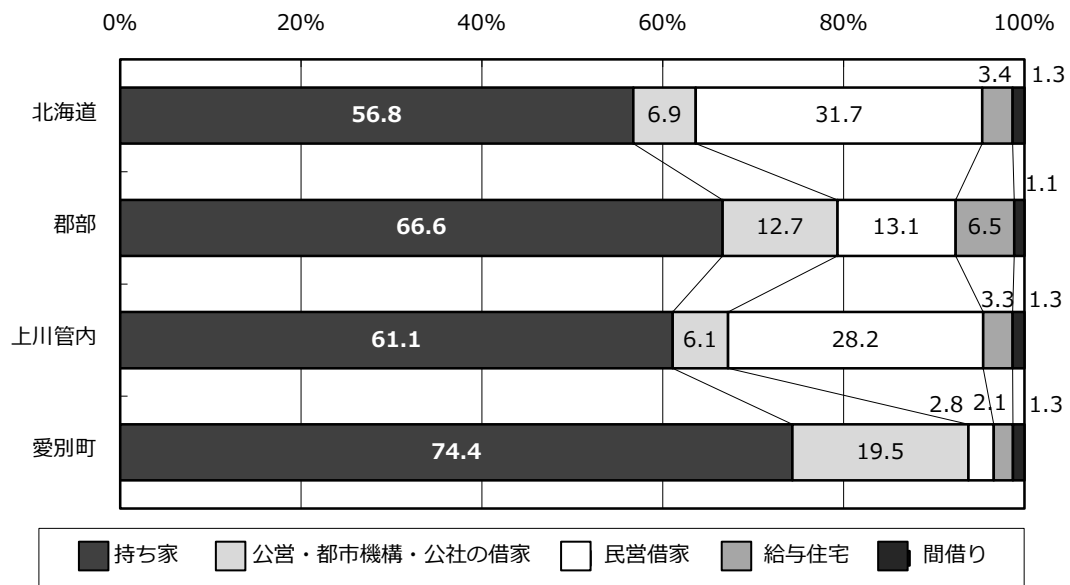


資料：愛別町人口ビジョン（※2015年は平成27年国勢調査結果（総務省統計局）の実績値）

(3) 住宅所有関係別世帯数

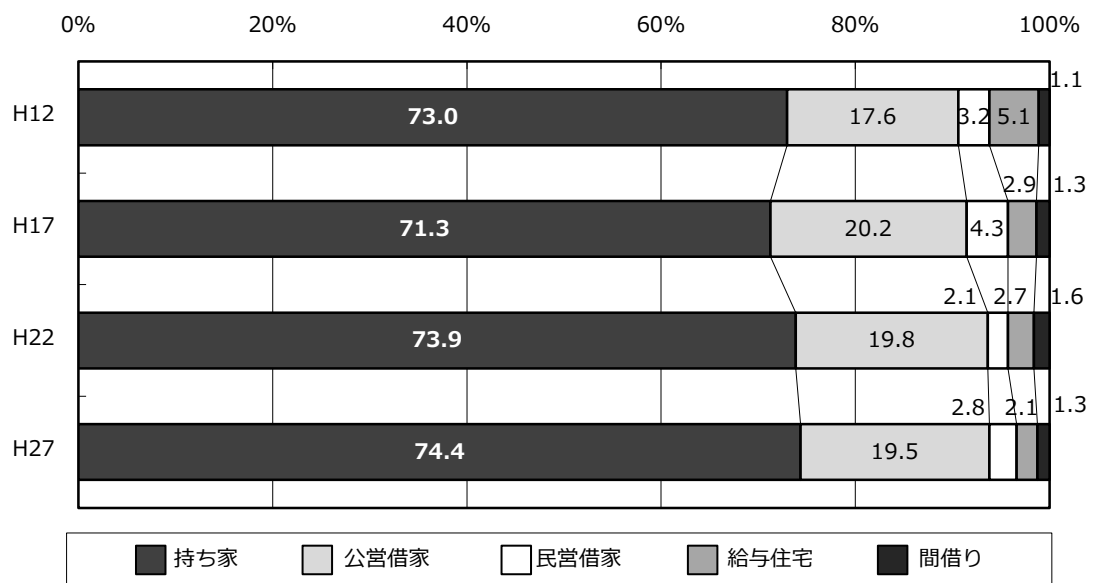
住宅所有関係別世帯数をみると、平成 27 年国勢調査では、持ち家が 74.4%、公営借家が 19.5%、民営借家が 2.8%、給与住宅が 2.1%となっています。全道、郡部、上川管内と比較すると、持ち家率が最も高く、民営借家率は最も低くなっています。

図 1-5 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 1-6 住宅所有関係別世帯構成比の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(4) 災害履歴（直近 10 年間）

災害履歴をみると、平成 30 年 9 月 6 日に胆振地方中東部で起こった地震により、震度 3 を観測しています。

表 1-3 愛別町及び周辺の主な地震歴

発生時刻	震度	規模：M	震源地
平成 19 年 1 月 9 日 5:12	震度 1	M4.7	網走沖
平成 21 年 2 月 28 日 9:35	震度 1	M5.3	日高地方西部
平成 23 年 3 月 11 日 14:46	震度 2	M9.0	三陸沖
平成 23 年 3 月 11 日 15:25	震度 1	M7.5	三陸沖
平成 24 年 8 月 25 日 23:16	震度 1	M6.1	十勝地方南部
平成 24 年 12 月 7 日 17:18	震度 1	M7.3	三陸沖
平成 25 年 2 月 2 日 23:17	震度 1	M6.5	十勝地方南部
平成 28 年 1 月 14 日 12:25	震度 1	M6.7	浦河沖
平成 30 年 9 月 6 日 3:07	震度 3	M6.7	胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日 6:11	震度 1	M5.4	胆振地方中東部

資料：気象庁ホームページ（平成 30 年 10 月 15 日時点）

注）「M」はマグニチュードを表す

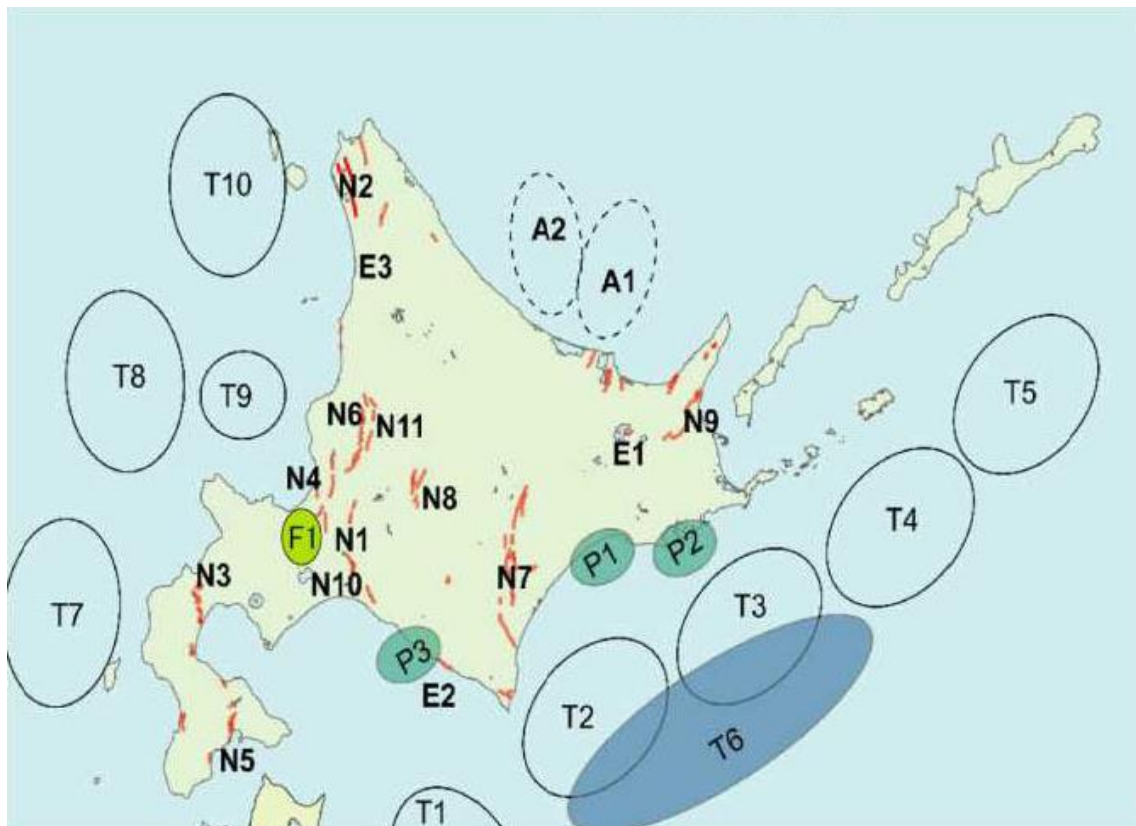
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震及び被害状況調査

(1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画（平成24年6月修正）」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



資料：北海道地域防災計画

表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

想定地震		規模 (M)	地震発生率※		
			10 年以内	30 年以内	50 年以内
海溝型地震					
千島海溝/日本海溝					
T1	三陸沖北部	8.0	ほぼ 0~2%	2~20%	50~60%
T2	十勝沖	8.1	ほぼ 0~0.008%	2~6%	30~40%
T3	根室沖	7.9	10%程度	50%程度	80~90%
T4	色丹沖	7.8	10~20%	60%程度	80~90%
T5	択捉島沖	8.1	20%程度	60~70%	90%程度
T6	500 年間隔地震	8.6			
日本海東縁部					
T7	北海道南西沖	7.8	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
T8	積丹半島沖	7.8			
T9	留萌沖	7.5			
T10	北海道北西沖	7.8	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%
プレート内					
P1	釧路直下	7.5			
P2	厚岸直下	7.2			
P3	日高西部	7.2			
内陸型地震					
活断層帯					
N1	石狩低地東縁主部 地震本部	7.9			
	石狩低地東縁主部 主部北側	7.5			
	石狩低地東縁主部 主部南側	7.2			
N2	サロベツ	7.6			
N3	黒松内低地	7.3			
N4	当別	7.0			
N5	函館平野西縁	7.0-7.5			
N6	増毛山地東縁	7.8			
N7	十勝平野 地震本部				
	十勝平野 主部	8.0			
	十勝平野 光地園	7.2			
N8	富良野 地震本部				
	富良野 西部	7.2			
	富良野 東部	7.2			
N9	標津	7.7 以上			
N10	石狩低地東縁南部	7.7 以上			
N11	沼田-砂川付近	7.5			
伏在断層					
F1	札幌市直下	6.7-7.5			
既往の内陸地震					
E1	弟子屈地域	6.5			
E2	浦川周辺	7.1			
E3	道北地域	6.5			
オホーツク海					
A1	網走沖	7.8			
A2	紋別沖 (紋別構造線)	7.9			

※北海道地域防災計画に記載があるもののみ

注) 「規模 (M)」の欄の数値はマグニチュードを表す

(2) 地震動評価

想定地震における愛別町内の最大震度は以下のとおりです。増毛山地東縁断層帯(45_2)と沼田-砂川付近の断層帯(30_3)が震度階級で6弱となり最大となります。

表 2-2 想定地震における愛別町内の平均震度・最大震度

NO.	想定地震	モデル	最大震度		平均震度	
			震度	階級	震度	階級
1	標津断層帯	30_1	—	—	—	—
2		45_5	—	—	—	—
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.2	5強	4.3	4
4		45_2	4.5	5弱	3.5	4
5		45_5	5.4	5強	4.5	4
6	富良野断層帯西部	30_2	5.0	5弱	4.0	4
7		30_5	5.0	5弱	4.0	4
8		45_3	5.0	5弱	4.0	4
9	増毛山地東縁断層帯	30_2	5.6	6弱	4.6	5弱
10		45_1	5.4	5強	4.5	4
11		45_2	5.6	6弱	4.7	5弱
12		45_3	5.2	5強	4.3	4
13		45_4	5.6	6弱	4.6	5弱
14		45_5	4.9	5弱	3.9	4
15	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	5.7	6弱	4.7	5弱
16		30_4	5.5	6弱	4.6	5弱
17		45_1	5.6	6弱	4.6	5弱
18		45_2	5.3	5強	4.3	4
19		45_3	5.6	6弱	4.7	5弱
20		45_4	5.5	6弱	4.5	5弱
21	当別断層帯	30_2	4.3	4	3.3	—
22		30_5	4.4	4	3.4	—
23	石狩低地東縁断層帯主部	(北) 深さ 7km30_1	5.0	5強	4.1	4
24		(北) 深さ 7km30_5	5.1	5強	4.2	4
25		(北) 深さ 7km45_1	5.0	5強	4.0	4
26		(北) 深さ 3km30_2	4.5	4	3.5	—
27		(北) 深さ 3km45_2	4.5	4	3.5	—
28		(北) 深さ 3km45_3	5.1	5強	4.1	4
29		(北) 深さ 3km45_5	5.1	5強	4.1	4
30		(南) 深さ 3km45_2	4.2	4	3.2	—
31		(南) 深さ 3km45_5	4.5	4	3.5	—
32	石狩低地東縁断層帯南部	深さ 7km30_5	5.0	5弱	4.0	4
33		深さ 3km30_2	4.5	4	3.5	—
34		深さ 3km30_3	4.8	5弱	3.9	4
35		深さ 3km30_5	5.0	5弱	4.0	4
36	黒松内低地断層帯	30_5	—	—	—	—
37		45_3	—	—	—	—
38		45_4	—	—	—	—
39	函館平野西縁断層帯	45_2	—	—	—	—
40		45_3	—	—	—	—
41	サロベツ断層帯北延長	30_2	5.1	5強	4.1	4
42		30_3	4.7	5弱	3.8	4
43		30_5	4.5	5弱	3.5	4
44	札幌市直下	西札幌背斜	4.0	4	2.9	—
45		月寒背斜	4.6	5弱	3.6	4
46		野幌丘陵 45_1	4.8	5弱	3.9	4
47	根室沖		—	—	—	—
48	十勝沖		5.4	5強	4.5	5弱

NO.	想定地震	モデル	最大	震度	平均	震度
			震度	階級	震度	階級
49	三陸沖北部		5.0	5 強	4.1	4
50	北海道北西沖	No_2	5.2	5 強	4.3	4
51		No_5	5.0	5 弱	4.0	4
52	北海道南西沖	No_2	4.7	5 弱	3.7	4
53	北海道留萌沖	N193No_1	5.1	5 強	4.1	4
54		N225No_2	5.5	6 弱	4.5	5 弱

※1 最大震度とは町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 平均震度とは町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

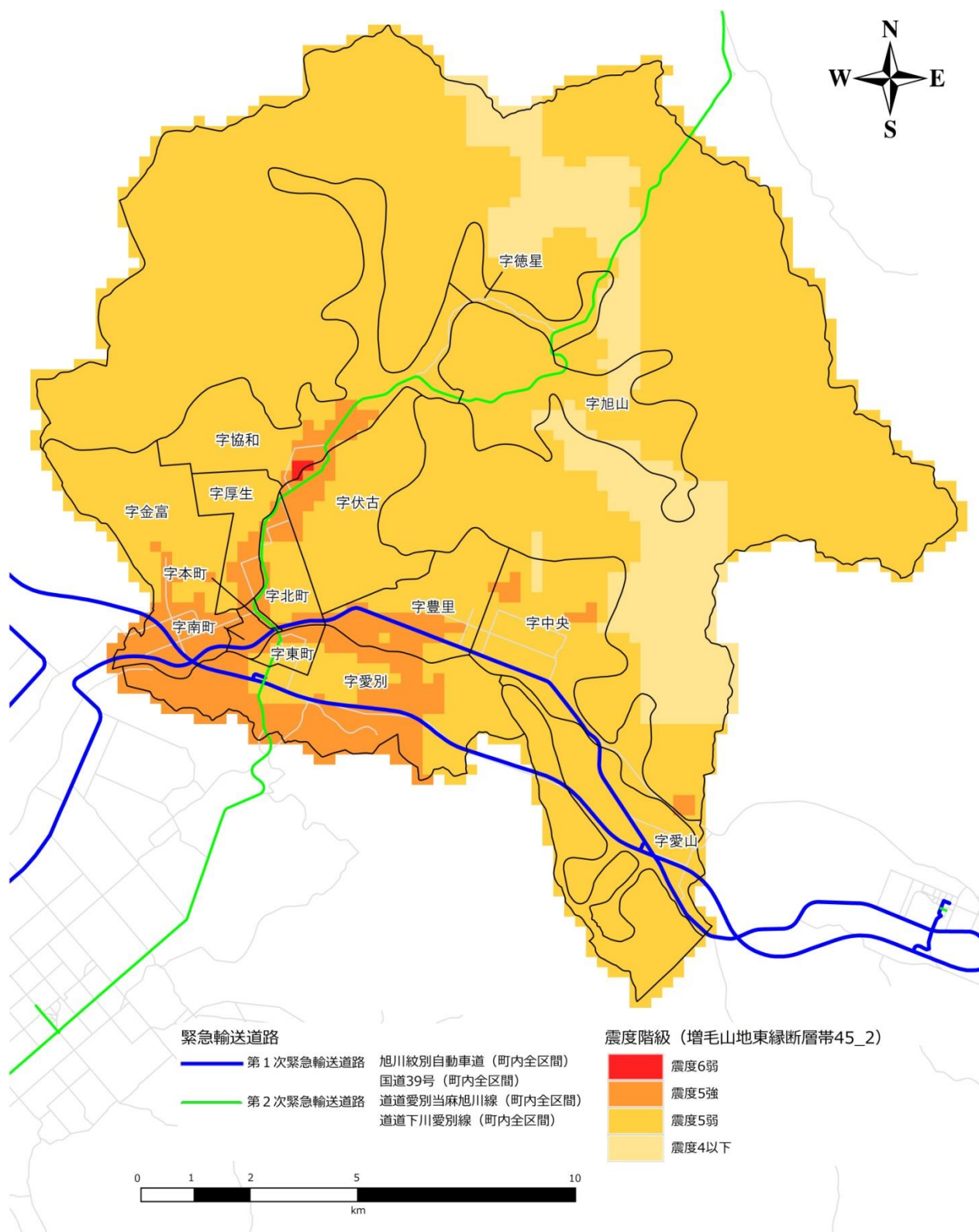
(参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

①増毛山地東縁断層帯（45_2）の想定地震における震度分布

増毛山地東縁断層帯（45_2）における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内の大半が震度5弱以下となっていますが、愛別市街地周辺の旭川紋別自動車道（無料区間）及び国道39号、道道101号沿いなどでは震度5強の地域がみられます。

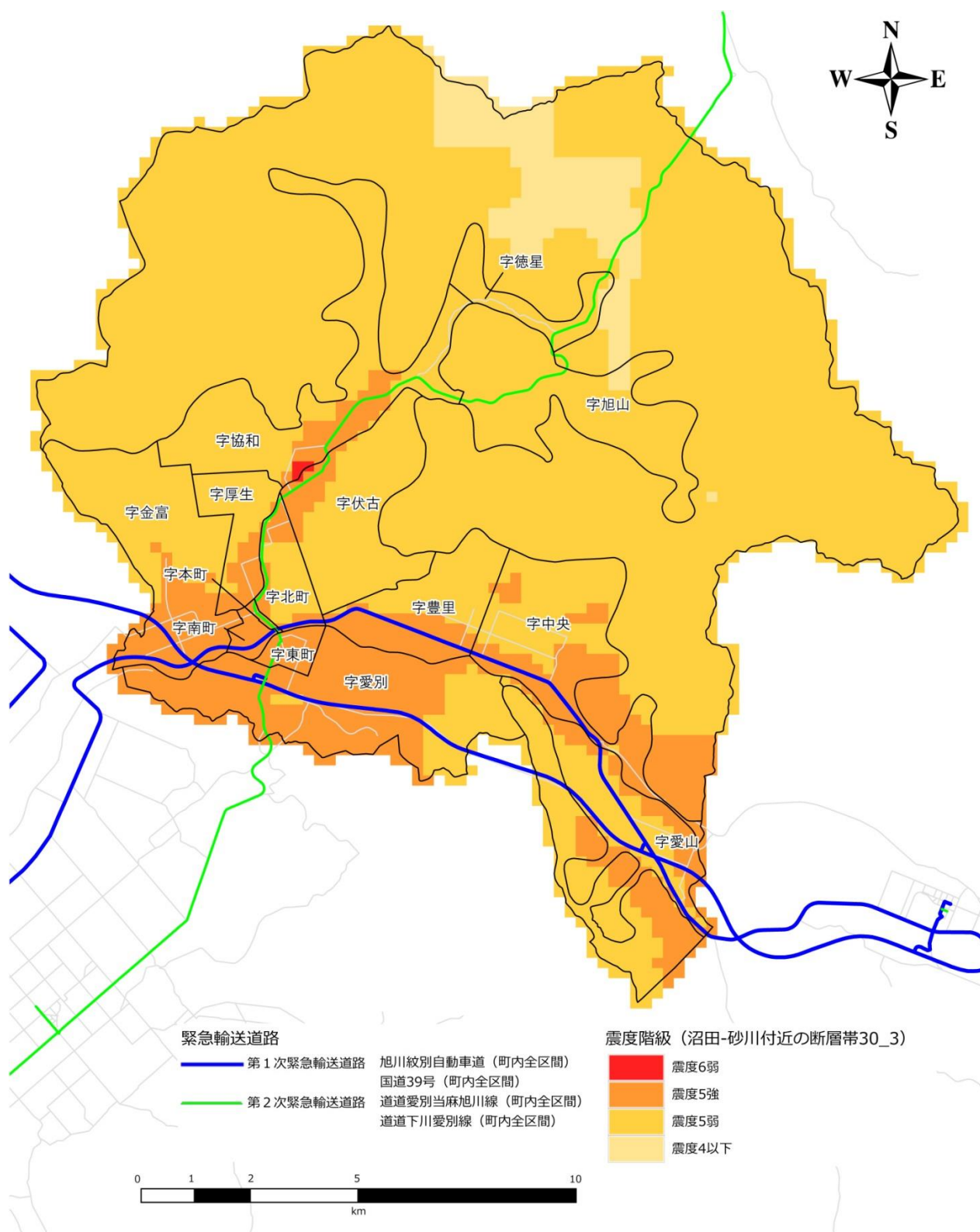
図 2-2 増毛山地東縁断層帯（45_2）揺れやすさマップ（震度分布図）



②沼田-砂川付近の断層帯（30_3）の想定地震における震度分布

沼田-砂川付近の断層帯（30_3）における震度分布（250mメッシュ）をみると、震度5弱以下が大半を占めていますが、増毛山地東縁断層帯による地震と同様に愛別市街地周辺の旭川紋別自動車道（無料区間）及び国道39号、道道101号沿いなどでは震度5強の地域がみられます。

図 2-3 沼田-砂川付近の断層帯（30_3）揺れやすさマップ（震度分布図）



③全国どこでも起こりうる直下型の地震（M6.9）

直下型における震度分布（500mメッシュ）をみると、町内全域で震度6弱となっており、最大震度は5.7となっています。

図 2-4 全国どこでも起こりうる直下型の地震揺れやすさマップ（震度分布図）

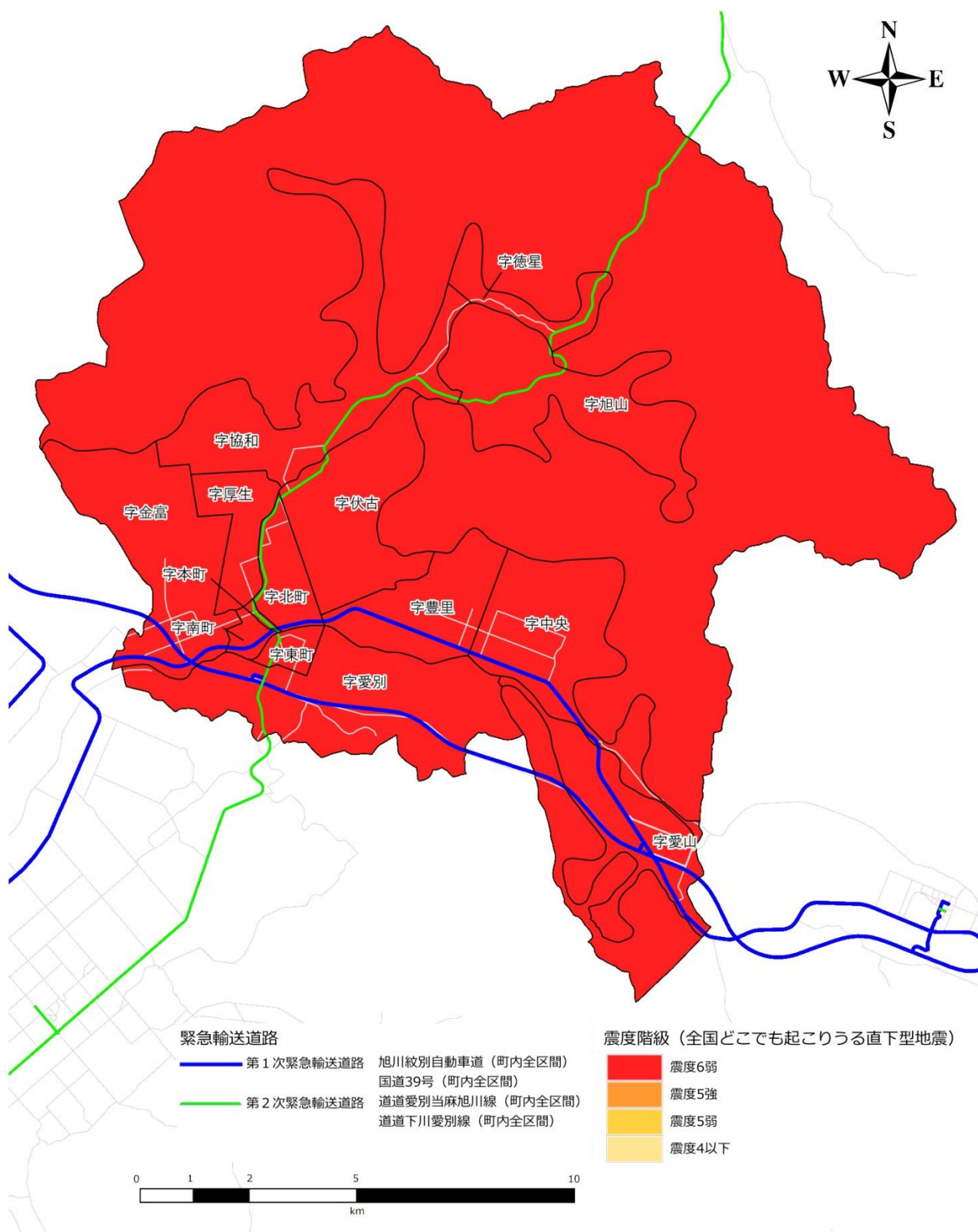


表 2-3 増毛山地東縁断層帯（45_2）及び沼田-砂川付近の断層帯（30_3）、直下型地震における大字別最大震度・平均震度

NO.	大字名 (地区)	面積 (km ²)	増毛山地東縁断層帯 (45_2)		沼田-砂川付近の断層帯 (30_3)		直下型	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
1	字徳星	2.87	4.9	4.7	4.9	4.7	5.7	5.6
2	字旭山	12.19	5.0	4.6	5.0	4.6	5.7	5.6
3	字南町	0.78	5.2	4.5	5.3	4.6	5.7	4.9
4	字本町	0.16	5.2	5.1	5.3	5.2	5.6	5.6
5	字東町	1.12	5.2	4.8	5.2	4.9	5.6	4.6
6	字愛山	7.92	5.1	4.8	5.2	4.9	5.7	5.1
7	字協和	13.34	5.6	4.8	5.7	4.8	5.7	5.6
8	字北町	2.78	5.2	4.9	5.3	4.9	5.6	5.4
9	字厚生	3.57	5.2	4.9	5.3	4.9	5.7	5.6
10	字金富	12.06	5.2	4.8	5.3	4.8	5.7	5.4
11	字中央	10.90	5.1	4.8	5.2	4.9	5.7	5.4
12	その他※	142.67	5.1	4.6	5.2	4.6	5.7	5.6
13	字豊里	6.62	5.0	4.8	5.1	4.9	5.7	5.5
14	字愛別	15.42	5.2	4.8	5.3	4.9	5.7	5.3
15	字伏古	9.56	5.6	4.7	5.7	4.7	5.7	5.6
16	その他※	8.18	5.0	4.7	5.1	4.9	5.7	5.5
町全体		250.13	5.6	4.7	5.7	4.7	5.7	5.6

※ 12. 16. その他とは、山林（および道有林）を示す。

(3) 建物被害想定

①地震の揺れによる建物被害の想定

北海道では、「平成 27 年度地震被害想定調査結果（平成 29 年 2 月）」により、地震の計測震度と構造別・建築年別の建築物被害を図 2-6 のとおり想定しています。木造建築物においては、愛別町のような多雪区域の場合、積雪時の積雪荷重を考慮しています。

昭和 56 年（旧耐震基準）以前で建てられた建築物は、昭和 57 年（新耐震基準）以降に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建築物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 56 年（新耐震基準）以降は約 1 割が全半壊、昭和 47～56 年（旧耐震基準）以前の建築物は約 4 割が全半壊すると想定しています。

②想定地震の揺れによる被害想定

想定地震において震度が最大となる直下型の地震（M6.9）の冬の場合、町全体の人的被害負傷者数は 4 人となっており、死者 0 人、重傷者 0 人、軽傷者 3 人となっています。また、全半壊棟数は 51 棟で全半壊率は 2.1%となっています。

表 2-4 被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
増毛山地東縁断層帯	45_2	5.6	6 弱	冬	6	0.3%	0	0	0	0
				冬以外	3	0.1%	0	0	0	0
沼田-砂川付近の断層帯	30_3	5.7	6 弱	冬	9	0.4%	0	1	0	0
				冬以外	5	0.2%	0	0	0	0
直下型	M6.9	5.7	6 弱	冬	51	2.1%	0	4	0	3
				冬以外	22	0.9%	0	2	0	1

注) 全半壊棟数、死者数、負傷者数は小数点第 1 位を四捨五入しているため、合計値と合わない場合がある。

参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の建築区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

- ・旧耐震基準 「震度 5 程度の地震で倒壊しない建物であること」
 - ・新耐震基準 「震度 6 強から 7 の地震でほとんど損傷しない建物であること」
- 倒壊だけでなく、損傷を防ごうという点が大きく変更になりました。

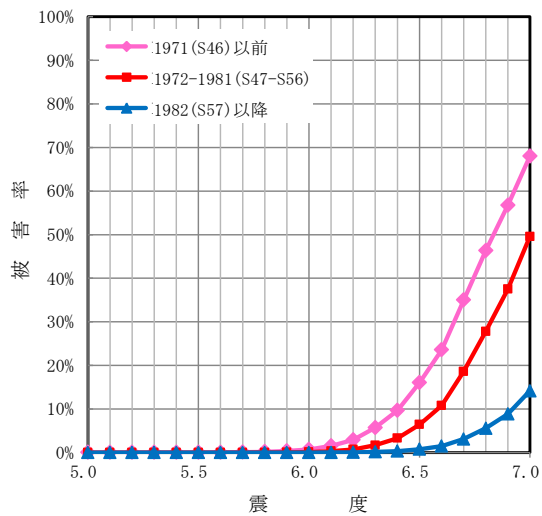
注) 上記の建築基準法の改正により、本計画において、

昭和 56 年 6 月 1 日以前を「昭和 (S) 56 年以前 (旧耐震基準)」

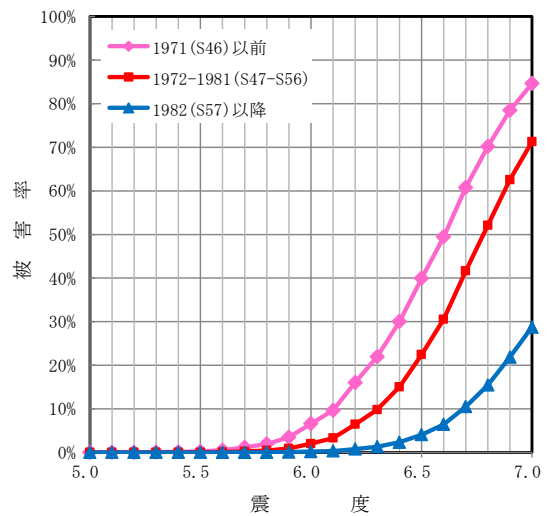
昭和 56 年 6 月 1 日以降を「昭和 (S) 57 年以降 (新耐震基準)」

という表現で示しています。

図 2-6 震度と構造別全壊率・全半壊率との関係
【木造（冬以外）】

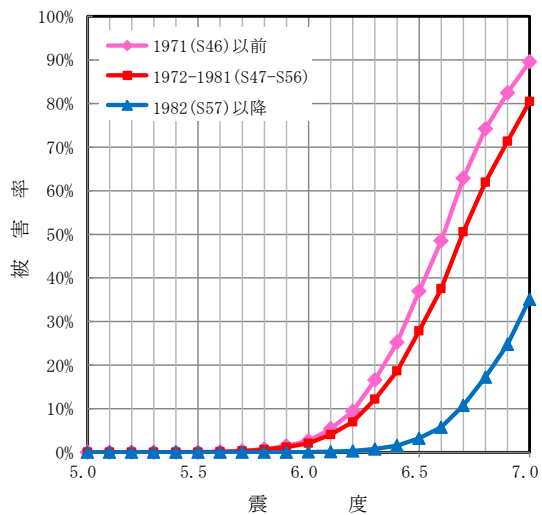


震度と木造全壊率との関係

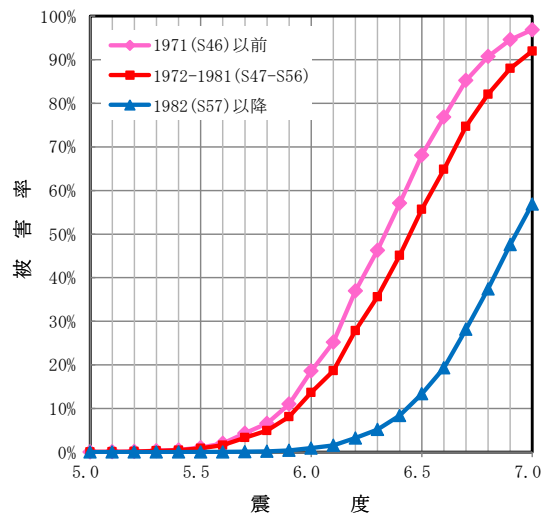


震度と木造全半壊率との関係

【木造（冬）】

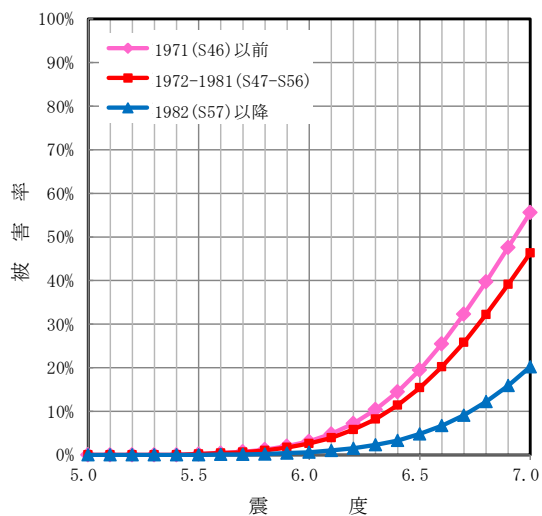


震度と木造全壊率との関係

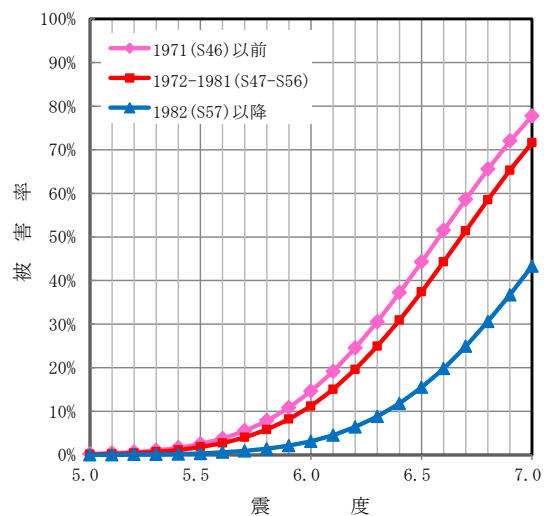


震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係

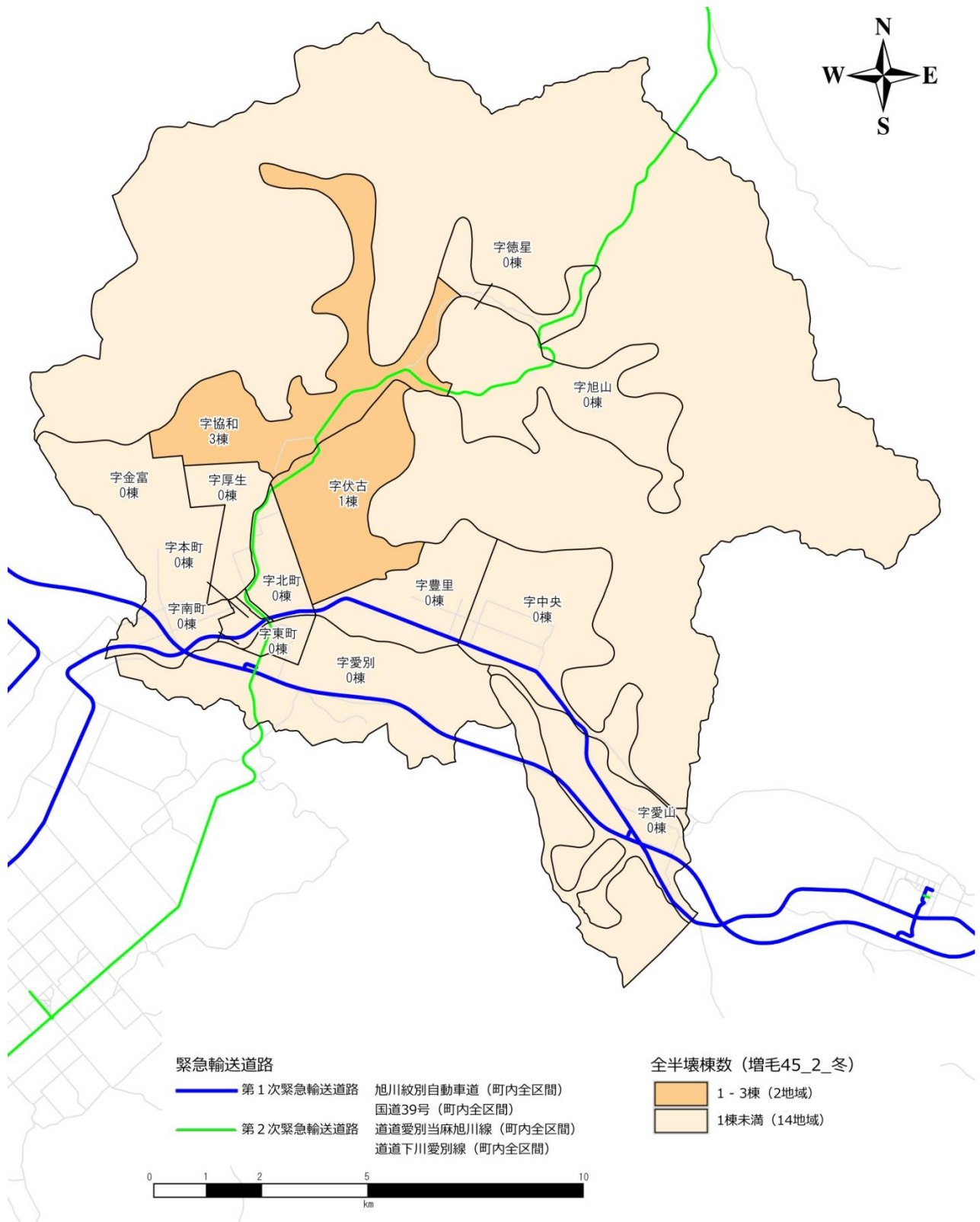


震度と非木造全半壊率との関係

a. 増毛山地東縁断層帯（45_2）の揺れによる建物被害想定

増毛山地東縁断層帯（45_2）における全半壊棟数は、冬の場合の「字協和」が最も多く3棟となっています。また、そのほかの地域では1棟以下となっています。

図 2-5 増毛山地東縁断層帯（45_2）の揺れによる危険度マップ（建物被害分布図）
全半壊棟数（冬の場合）



全半壊率をみると、全ての地域で3%未満となっており、最も高い「字協和」でも2.0%となっています。

図 2-6 増毛山地東縁断層帯(45_2)の揺れによる危険度マップ(建物被害分布図)
全半壊率(冬の場合)

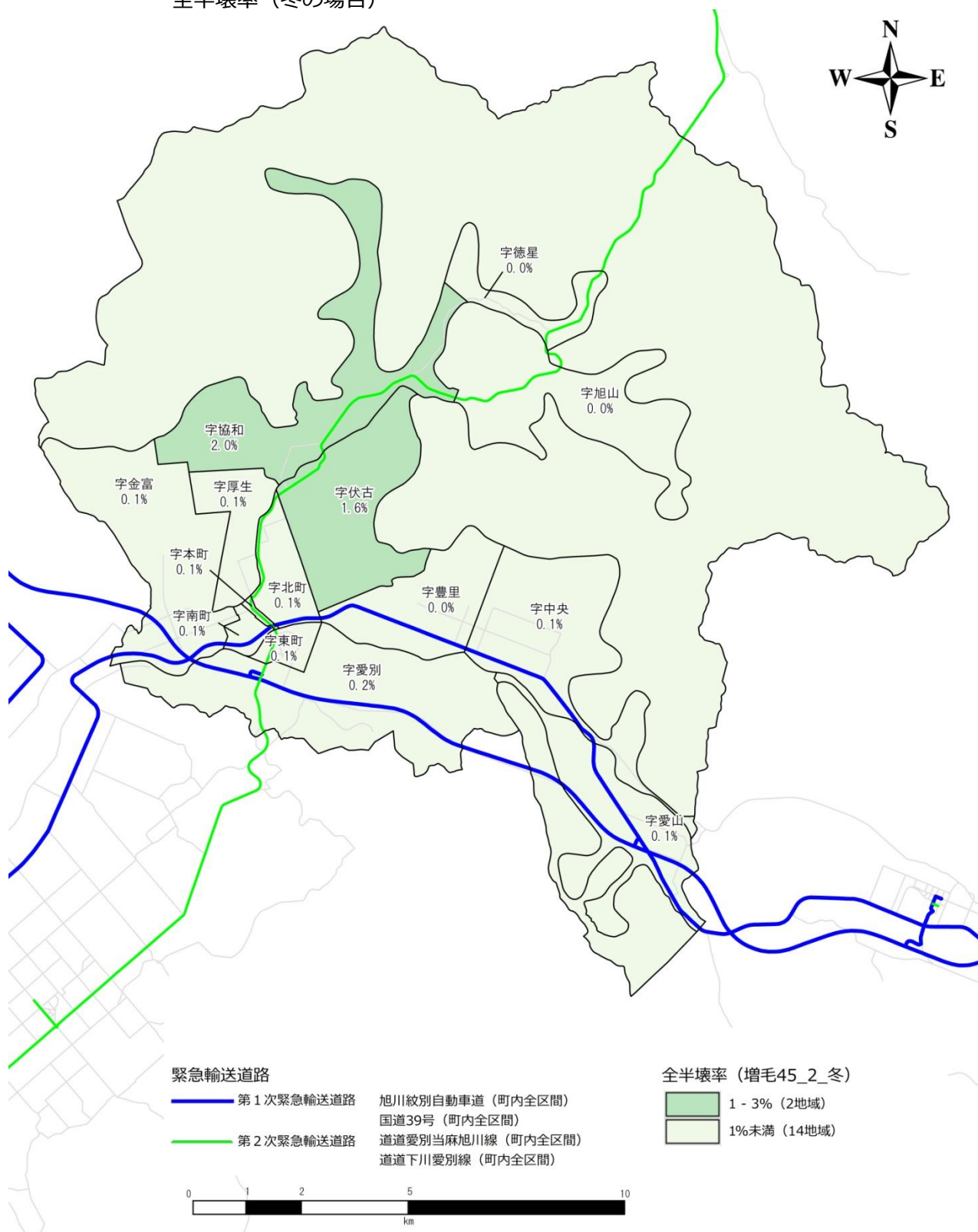


表 2-5 増毛山地東縁断層帯(45_2)の揺れによる被害想定(冬の場合)

NO.	大字名 (地区)	面積 (km ²)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	3	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	1	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	6	0.3%	0	0	0	0

※ 12.16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

表 2-6 増毛山地東縁断層帯(45_2)の揺れによる被害想定(冬以外)

NO.	大字名 (地区)	面積 (km ²)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	1	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	1	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	3	0.1%	0	0	0	0

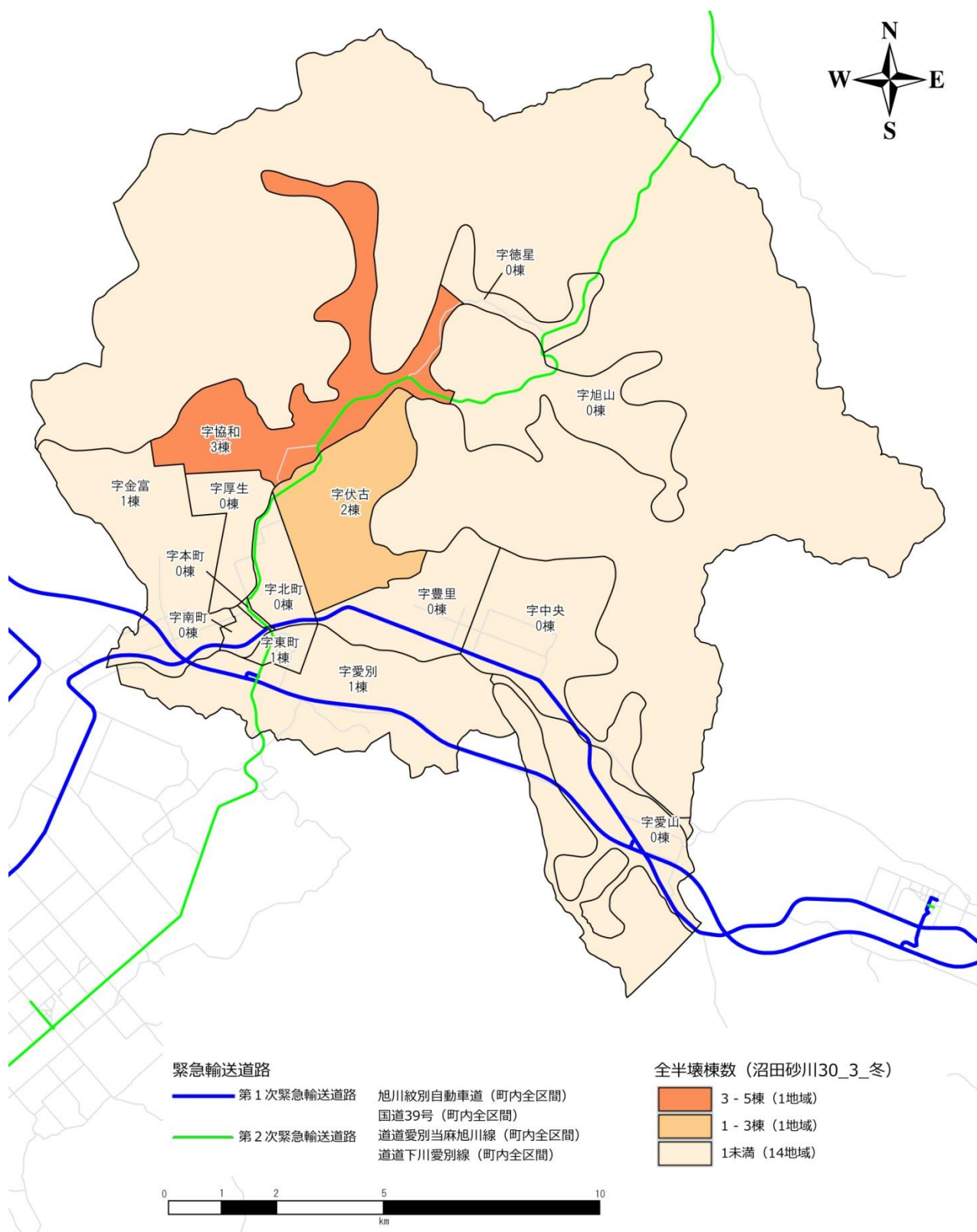
※ 12.16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

b. 沼田-砂川付近の断層帯（30_3）の揺れによる被害想定

沼田-砂川付近の断層帯（30_3）における全半壊棟数では、最も多い「字協和」で 3 棟となっています。

図 2-7 沼田-砂川付近の断層帯（30_3）の揺れによる危険度マップ（建物被害分布図）
全半壊棟数（冬の場合）



全半壊率をみると、全ての地域で3%未満となっており、最も高い「字協和」でも2.5%となっています。

図 2-8 沼田-砂川付近の断層帯(30_3)の揺れによる危険度マップ(建物被害分布図)
全半壊率(冬の場合)

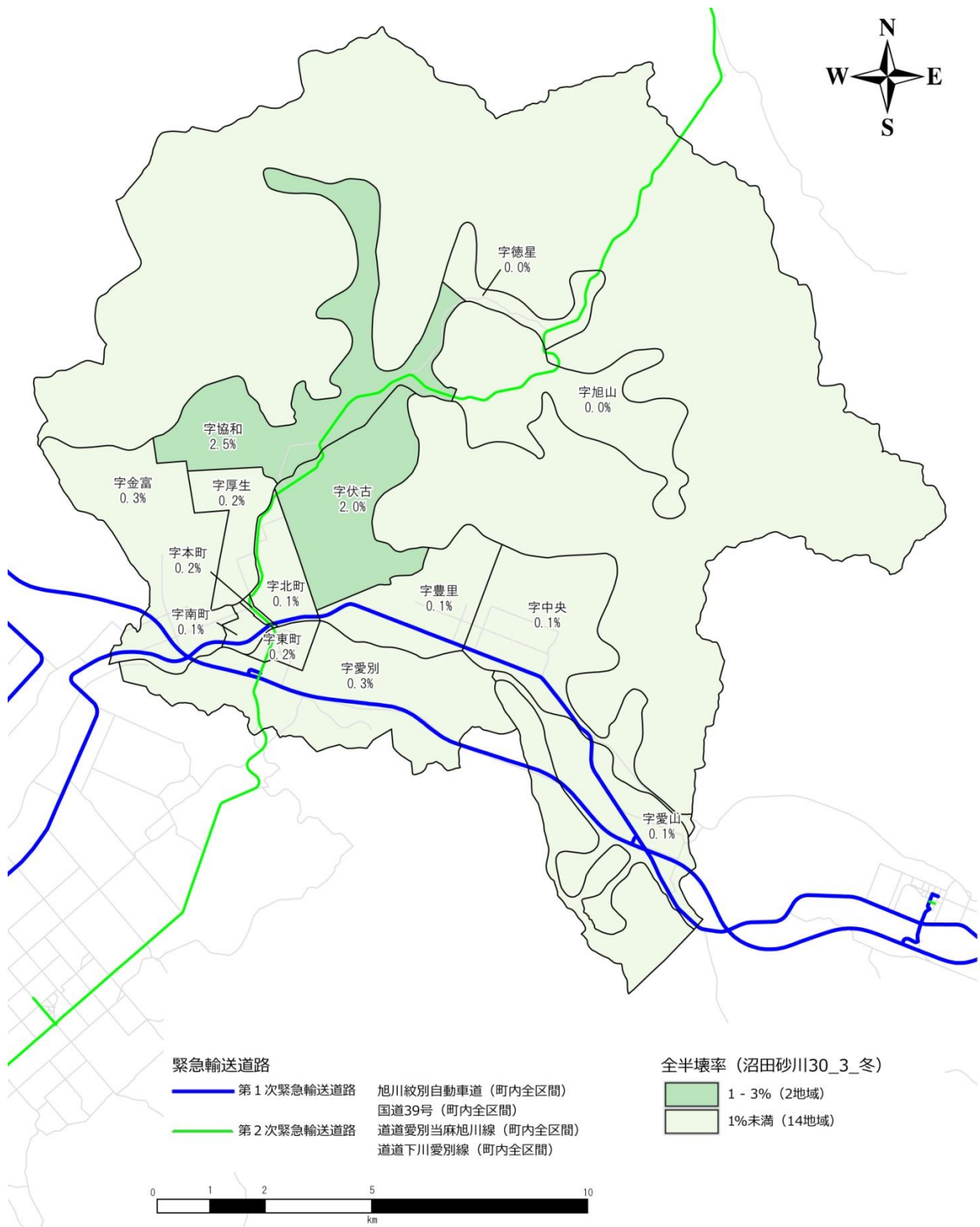


表 2-7 沼田-砂川付近の断層帯（30_3）の揺れによる被害想定（冬の場合）

NO.	大字名 (地区)	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	1	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	3	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	1	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	1	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	2	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	9	0.4%	0	1	0	0

※ 12. 16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

表 2-8 沼田-砂川付近の断層帯（30_3）の揺れによる被害想定（冬以外）

NO.	大字名 (地区)	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	1	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	1	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	1	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	5	0.2%	0	0	0	0

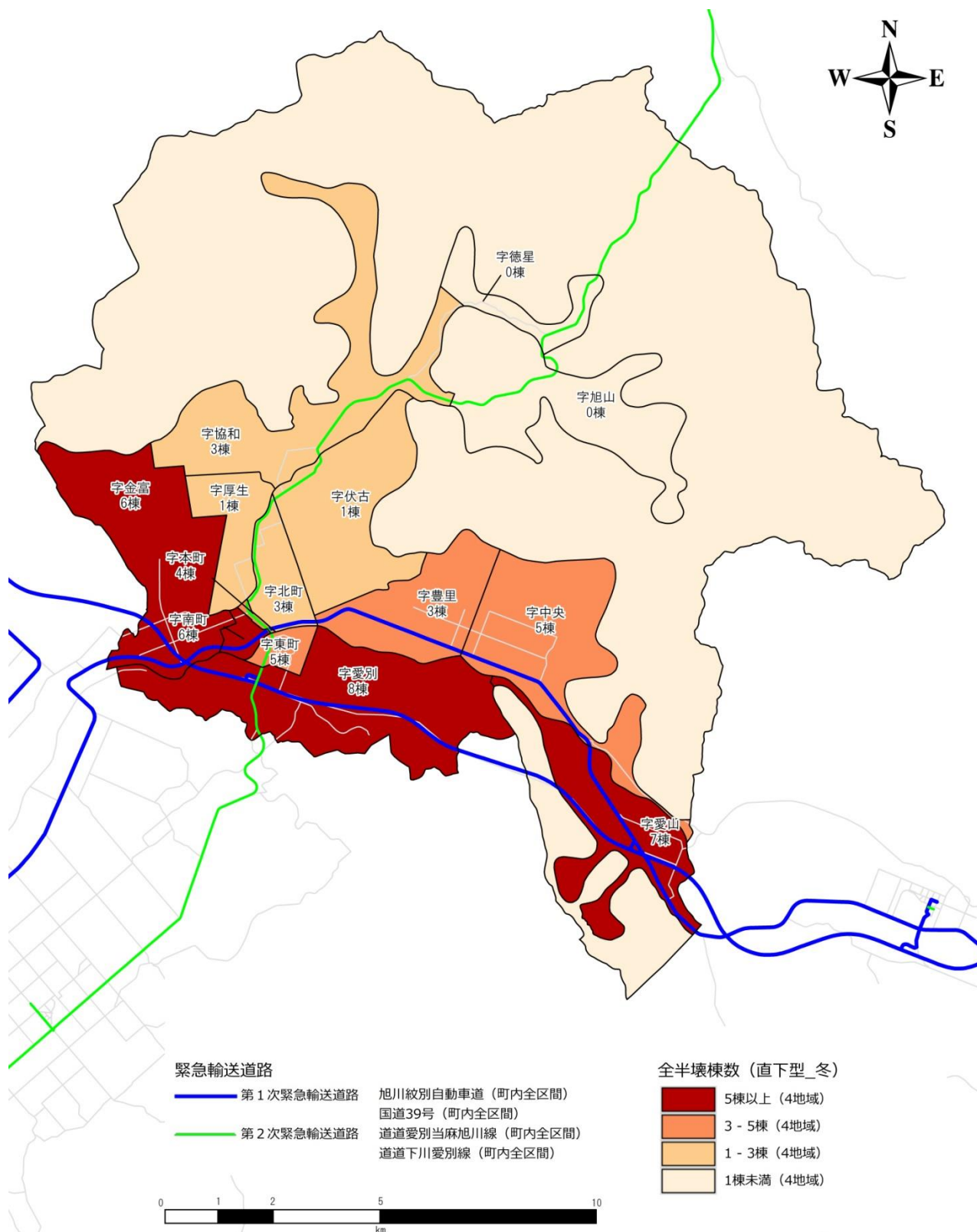
※ 12. 16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

c. 全国どこでも起こりうる直下型の地震（M6.9）

全国どこでも起こりうる直下型の地震（M6.9）における全半壊棟数は、冬の場合の「愛別市街地」や旭川紋別自動車道（無料区間）及び国道 39 号線沿いなどの地域で 5 棟以上と多くなっています。

図 2-9 直下型の地震（M6.9）の揺れによる危険度マップ（建物被害分布図）
全半壊棟数（冬の場合）



全半壊率をみると、特に「字愛別」で 3.3%となっており、その他の地域では2%以下の地域が多くなっています。

図 2-10 直下型の地震（M6.9）の揺れによる危険度マップ（建物被害分布図）
全半壊率（冬の場合）

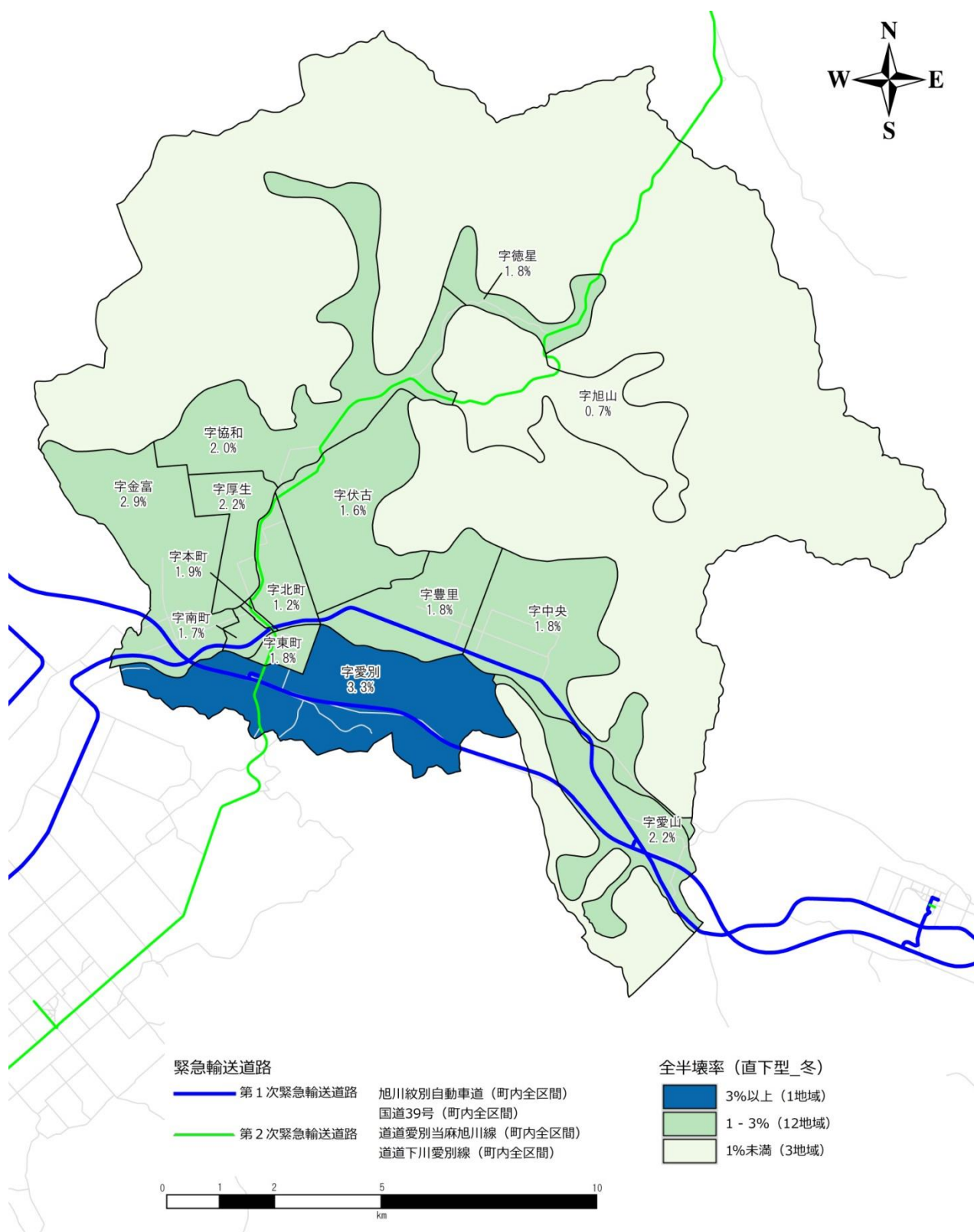


表 2-9 直下型の地震（M6.9）の揺れによる被害想定（冬の場合）

NO.	大字名 (地区)	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数		
								重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	6	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	4	1.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	5	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	7	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	3	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	3	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	1	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	6	2.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	5	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	3	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	8	3.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	1	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	51	2.1%	0	4	0	3

※ 12.16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

表 2-10 直下型の地震（M6.9）の揺れによる被害想定（冬以外）

NO.	大字名 (地区)	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率	死者数	負傷者数		
								重傷者数	軽傷者数
1	字徳星	2.87	4	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	字旭山	12.19	1	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	字南町	0.78	324	2	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	字本町	0.16	216	2	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	字東町	1.12	276	3	0.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	字愛山	7.92	308	2	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	字協和	13.34	128	1	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	字北町	2.78	203	1	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	字厚生	3.57	52	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	字金富	12.06	201	3	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	字中央	10.90	251	2	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	その他※	142.67	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	字豊里	6.62	179	1	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	字愛別	15.42	248	4	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	字伏古	9.56	90	1	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	その他※	8.18	0	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		250.13	2,481	22	0.9%	0	2	0	1

※ 12.16. その他とは、山林（および道有林）を示します。

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

2 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」という）の考え方を基に推計します。道計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

愛別町では、住宅 1,375 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 463 棟（33.7%）、昭和 56 年以前建設が 912 棟（66.3%）となっています。

昭和 56 年以前建設の 912 棟についても一部は耐震性を有しており、戸建住宅 214 棟、共同住宅 19 棟、合計 233 棟が耐震性を有するものと推計されます。

その結果、耐震性を有する住宅は 696 棟（463 棟＋233 棟）で 50.6%、耐震性が不十分なものは 679 棟で 49.4%と推計されます。

平成 19 年度に策定された前回の「愛別町耐震改修促進計画」では、道計画との整合を図り、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目標としていました。

しかし、平成 30 年度現時点の耐震化率は 50.6%となっているため、さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 2-11 住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年 以降の建 築物 E	耐震性を 有する建 築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を 有する建 築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D			
住宅全体	1,375	912	233	679	463	696	50.6%

資料：愛別町家屋台帳、愛別町調べ

(参考) 住宅の耐震化の現状 (前回計画) (単位：戸)

住宅総数 1,460戸 (100%)	昭和57年以降 640戸 (44%)			耐震性を満たす 930戸 (64%)
	昭和56年以前 820戸 (56%)	戸建て	70戸 (12%)	改修 20戸
		アパート	220戸 (89%)	
		戸建て	500戸 (88%)	耐震性が不十分 530戸 (36%)
		アパート	30戸 (11%)	
平成16年アンケート調査			推計値	

①公共建築物

表 2-12 住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年 以降の建 築物 E	耐震性を 有する建 築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を 有する建 築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D			
戸建	24	4	1	3	20	21	87.5%
公営住宅	7	0	0	0	7	7	100.0%
教職員住宅	17	4	1	3	13	14	82.4%
共同	61	17	17	0	44	61	100.0%
公営住宅	56	16	16	0	40	56	100.0%
教職員住宅	5	1	1	0	4	5	100.0%
合計	85	21	18	3	64	82	96.5%

※公営住宅等は昭和 56 年以前建設住宅であっても躯体の安全性が確保されていることから、100%を耐震性有とした。

※公営住宅以外（教職員住宅）の戸建住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 24%を耐震性有とし、共同住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 89%を耐震性有とした。

②民間建築物

表 2-13 住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年 以降の建 築物 E	耐震性を 有する建 築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を 有する建 築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D			
戸建	1,285	889	213	676	396	609	47.4%
共同	5	2	2	0	3	5	100.0%
合計	1,290	891	215	676	399	614	47.6%

※戸建住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 24%を耐震性有とし、共同住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 89%を耐震性有とした。

(2) 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和 56 年以前の「旧耐震基準」で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第 15 条第 2 項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

耐震改修促進法に規定する特定建築物は 6 施設あり、多数利用建築物が 4 施設、危険物等貯蔵施設が 0 施設、避難路沿道建築物が 2 施設となっています。多数利用施設のうち 4 施設すべてが公共施設であり、耐震診断義務付け対象建築物のうち「愛別小学校」と「愛別中学校」については耐震診断により、耐震性を有している施設となっています。

表 2-14 特定建築物の概要（耐震改修促進法第 14 条第 1 号～3 号）

該当	区分	内容
1 号	多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3 号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表 2-15 町内の特定建築物の棟数

(単位：棟)

建築物の種類	特定建築物（法第 14 条） （昭和 56 年以前建設）			安全の向上が特に必要な建築物 （法第 15 条）			耐震診断義務付け対象建築物 （法附則第 3 条）		
	耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物		耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物		耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物	
多数利用建築物	4	3	1	3	2	1	2	2	0
うち公共施設	4	3	1	3	2	1	2	2	0
うち民間施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険物貯蔵等建築物	0	—	—	—	—	—	—	—	—
うち公共施設	0	—	—	—	—	—	—	—	—
うち民間施設	0	—	—	—	—	—	—	—	—
避難路沿道建築物	2	2	0	—	—	—	—	—	—
うち公共施設	0	0	0	—	—	—	—	—	—
うち民間施設	0	0	2	—	—	—	—	—	—
合計	6	3	3	3	2	1	2	2	0

表 2-16 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建築 物 (法第 15 条)	耐震診断義務付 け対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上(屋 内運動場の面積 を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下 宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500㎡以上	階数 2 以上かつ 750㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物				

表 2-17 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

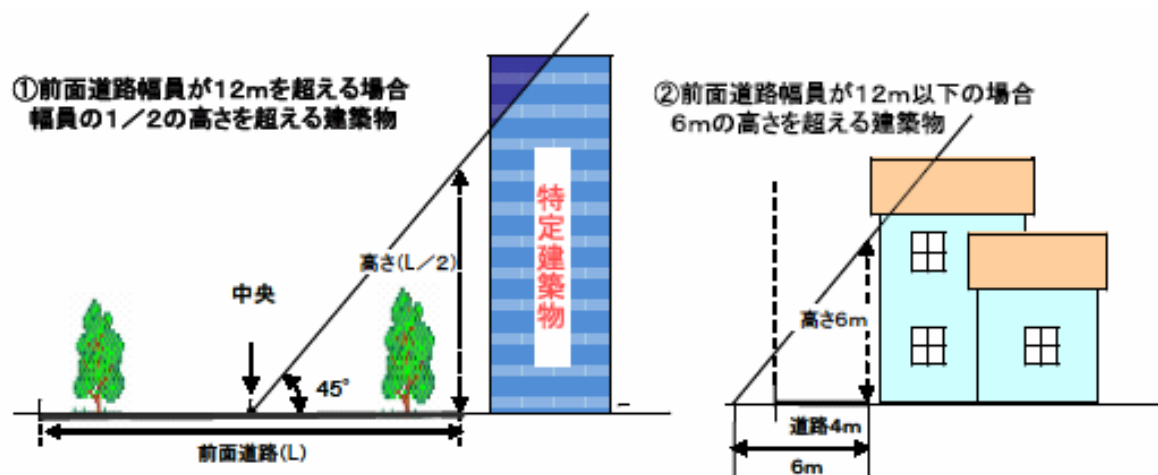
危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物（法第 15 条）	耐震診断義務付け対象建築物（法附則第 3 条）
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 m 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性個体類 30 t		
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20 m ³		
⑤ マッチ	300 マッチトン※		
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m ³		
⑦ 圧縮ガス	20 万 m ³		
⑧ 液化ガス	2,000 t		
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t		
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t		

※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・ 幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

図 2-11 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



(3) 多数利用建築物

町内にある多数利用建築物は6棟あり、昭和56年以前「旧耐震基準」建築物が4棟、昭和57年以降の「新耐震基準」建築物が2棟となっています。これらは全て耐震改修促進法第14条1号に規定する建築物です。平成19年度に策定した本計画では、平成27年度までに多数利用建築物の耐震化率を90%とすることを目標としていましたが、平成30年度の現時点での耐震化率は83.3%となっています。

表 2-18 多数利用建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57 年以降 の建築物 E	耐震性 を有する 建築物 F=C+E	耐震化 率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を 有する建 築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D		
多数利用建築物	6	4	3	1	2	83.3%
(法第14条)						
公共施設	6	4	3	1	2	83.3%
民間施設	0	0	0	0	0	—
安全性の向上が特に必要な建築物	3	3	2	1	0	66.7%
(法第15条)						
公共施設	3	3	2	1	0	66.7%
民間施設	0	0	0	0	0	—
耐震診断義務付け対象建築物	2	2	2	0	2	100.0%
(法附則第3条)						
公共施設	2	2	2	0	2	100.0%
民間施設	0	0	0	0	0	—

①公共建築物

表 2-19 多数利用建築物の耐震化状況（法第 14 条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	2	2	2	0	2	100.0%
集会場、公会堂	1	1	1	0	1	100.0%
体育館	1	0		0	1	100.0%
賃貸住宅、寄宿舎、下宿	1	0		0	1	100.0%
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	1		1	0	0.0%
合計	6	4	3	1	5	83.3%

資料：愛別町調べ

表 2-20 不特定多数の者等が利用する建築物の耐震化状況（法第 15 条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	2	2	2	0	2	100.0%
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	1		1	0	0.0%
合計	3	3	2	1	2	66.7%

資料：愛別町調べ

表 2-21 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況（法附則第 3 条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	2	2	2	0	2	100.0%

資料：愛別町調べ

3 平成 32 年度を目処とした耐震化の目標設定

国の基本方針においては、平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。

道においても、国と同様に平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。また「平成 24～25 年度地震被害想定調査結果（北海道）」によると、道内における住宅及び多数利用建築物が 95%になることにより、想定地震に基づく全壊棟数は約 66%※、全半壊棟数は約 61%※減少すると推計されています。

愛別町においても、国や道の計画との整合性を図り、平成 32 年度における住宅・多数利用建築物の目標耐震化率は 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

また、計画期間である平成 37 年度までには、可能な限り耐震性のない住宅・多数利用建築物の解消を目指します。

※ 6 振興局平均：渡島・胆振・日高・十勝・釧路・根室（北海道耐震改修促進計画より）

図 2-12 耐震化率目標の考え方

		[計画策定 当 初]	[現 況]	[H32年 目 標]
国	住 宅	75 %	82% (H25)	95%
	多数利用建築物	75 %	85% (H25)	95%
北海道	住 宅	76 %	87% (H27)	95%
	多数利用建築物	78 %	93% (H27)	95%
愛別町	住 宅	64% ※ ¹	51% (H30) ※ ²	95%
	多数利用建築物	64%	83% (H30)	95%

注※ 1：住生活基本計画における全世帯アンケートの結果を活用して推計（空家は含まれない）

注※ 2：愛別町家屋台帳を活用して推計（空家を含む）

4 耐震化に向けた取組方針

(1) 住宅における必要耐震改修棟数の考え方

平成 30 年度から平成 32 年度にかけての住宅総数は、これまでの新築・除却傾向を踏まえて設定します。

除却する住宅は全て昭和 56 年以前の住宅のうち、耐震性がないものと想定し、平成 31～32 年度の 2 年間で 16 棟※¹ 減少するものとします。

昭和 57 年以降の住宅は平成 32 年までに除却しないものとし、新たに 2 年間で 10 棟※² が増加するものとします。

以上から、平成 32 年度の住宅数は 1,369 棟と設定します。

将来住宅数 1,369 棟のうち、95%が耐震性を有するためには、1,301 棟以上の住宅が耐震性を有する必要があります。

よって、今後さらなる耐震化の促進のための支援方策が必要となります。

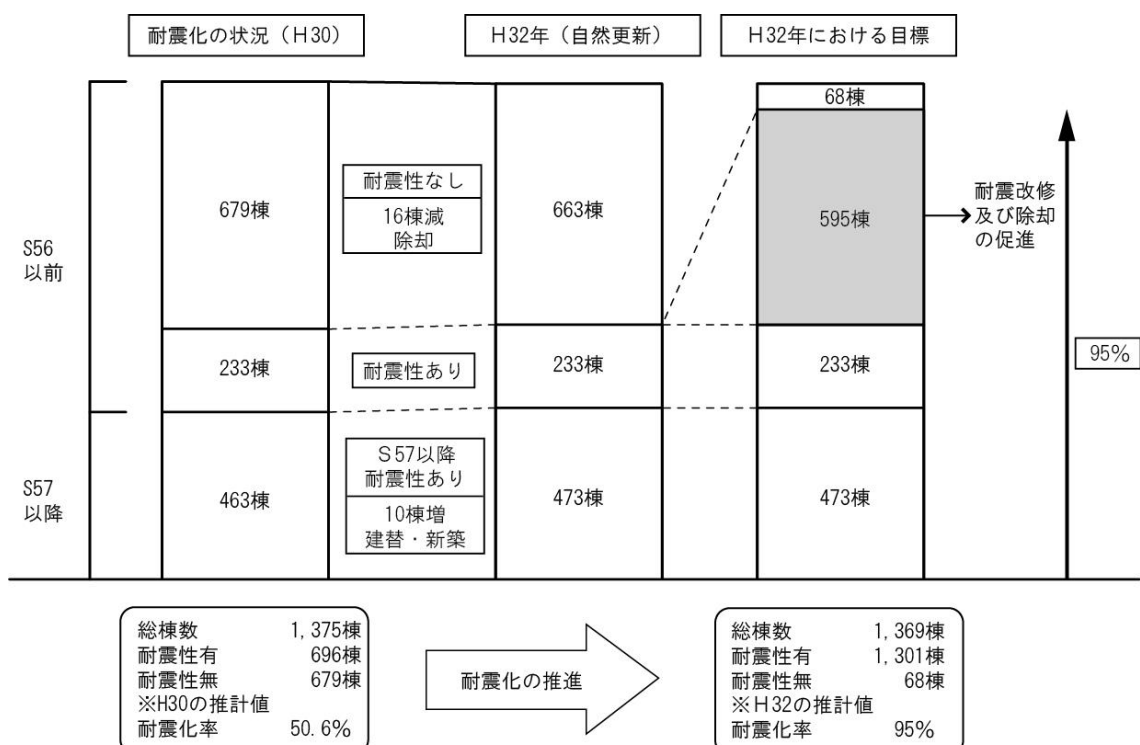
表 2-22 必要耐震改修棟数の考え方

	H30 年度 (現状)	2 年間の増減	H32 年度 (自然更新)	耐震化必要 棟数	H32 年度 (目標)
S56 以前建設	912	-16	896		896
耐震性有り	233		233		233
耐震改修実施	0		0	595	595
耐震性不十分	679	-16	663	-595	68
S57 以降建設	463	10	473		473
合計	1,375	-6	1,369		1,369
耐震性満たす	696		706		1,301
耐震化率	51%		52%		95%

※1 減失：H25-29 の除却棟数平均 8 棟/年×2 年

※2 建設：H20-29 の着工棟数平均（持ち家 4 棟+貸家 1 棟+給与住宅 0 棟）/年×2 年

※3 持ち家・給与住宅は 1 棟 1 戸、貸家は 1 棟 4 戸と想定



【参考：新築・除却住宅数の設定】

- ・本計画では、耐震性が不十分な住宅のみが減少し、耐震性を満たす住宅数は建築統計年報による平成 20～29 年の年間平均着工戸数約 5 棟（持ち家・給与住宅は 1 棟 1 戸、貸家は 1 棟 4 戸と想定）が増加するものと想定します。
- ・除却住宅数は、平成 25～29 年度の除却届出台帳から平均除却数である約 8 棟が耐震性が不十分な住宅から減少するものとします。
- ・耐震性を満たす住宅の減少は老朽化等によるもの、耐震性が不十分な住宅はすべて建替えに伴う除却であると想定します。
- ・以上から、新築住宅数は年間平均約 5 棟、除却住宅数は年間平均約 8 棟と想定します。

表 2-23 新築住宅の建設状況の推移

(単位：戸)

	合計	持ち家			貸家	給与住宅
			注文	分譲		
H20	5	5	5	0	0	0
H21	4	4	4	0	0	0
H22	8	4	4	0	4	0
H23	5	5	5	0	0	0
H24	7	1	1	0	6	0
H25	20	8	8	0	12	0
H26	12	2	2	0	10	0
H27	7	3	3	0	4	0
H28	11	1	1	0	10	0
H29	12	5	5	0	6	1
平均	9.1	3.8	3.8	0	5.2	0.1

資料：各年建築統計年報

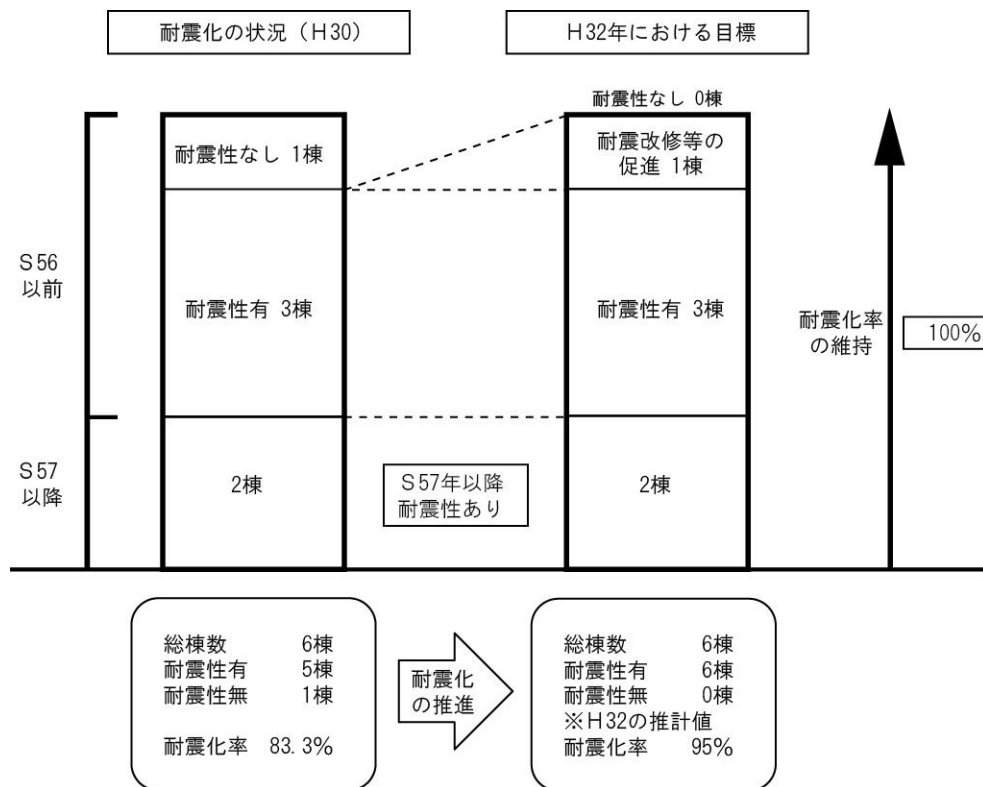
表 2-24 除却住宅数の推移

年度	除却棟数	除却床面積 (㎡)
H25	8 棟	1282.48
H26	9 棟	1228.73
H27	8 棟	1731.47
H28	6 棟	1105.62
H29	10 棟	1695.65
合計	41 棟	7043.95
平均	8.2 棟	1408.79

資料：各年除却届出台帳（愛別町）

(2) 多数利用建築物における必要耐震改修数

平成 30 年度現時点での多数利用建築物は 6 棟あり、耐震化率は 83.3%となっています。平成 32 年度までに耐震化率を 95%以上とするためには残り 1 棟の役場庁舎の耐震改修等が必要となりますが、耐震診断の結果、旧庁舎側部分の改修が困難なことから建替え等の検討が必要となります（※増築部分については「新耐震基準」であるため、耐震性を有する）。



第3章 耐震化促進に向けた施策

愛別町では、住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

<住宅・建築物の耐震化促進にむけた施策体系>

施策の基本的方向	施策内容
1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及	(1) 地震防災マップの更新・公表
	(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のためのパンフレット等の作成・配布
	(3) リフォームに併せた耐震改修の普及啓発
	(4) 地域における取組の推進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	(1) 住宅の耐震化の促進
	(2) 多数利用建築物の耐震化の促進
	(3) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	(4) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	(5) 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の充実
	(6) その他の地震時の安全対策の推進
3 耐震診断・改修を担う専門技術者の育成・支援	(1) 耐震診断・耐震改修等に関する技術講習会の開催
	(2) 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進
	(3) 住宅所有者から耐震診断・改修を行う改修事業者等への接触が容易となる取組の推進

1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

町では、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

(1) 地震防災マップの更新・公表

住宅・建築物の耐震化と密集市街地の延焼防止など効果的に地震対策を推進するためには、その地域毎に発生のおそれのある地震に対する揺れやすさの度合いを想定した「地震の揺れやすさマップ」、建築物の倒壊のおそれのある危険性を想定した「危険度マップ」、地域の一時避難所施設や避難場所などを示した「防災ハザードマップ」等から構成される『地震防災マップ』を作成し、町民（及び住宅・建築物所有者）に地震に対する心構えと防災意識の啓発を図ることが重要です。

こうした地震に関する『地震防災マップ』の活用により、地震に強いまちづくりや地域における地震防災対策の検討をより適切、詳細に行います。

さらに近年、国の「防災基本計画」の改正、北海道の「北海道地域防災計画」についても修正されていることから、適宜、町のマップの更新・公表を行い、情報の充実を図ります。

図 3-1 揺れやすさマップ

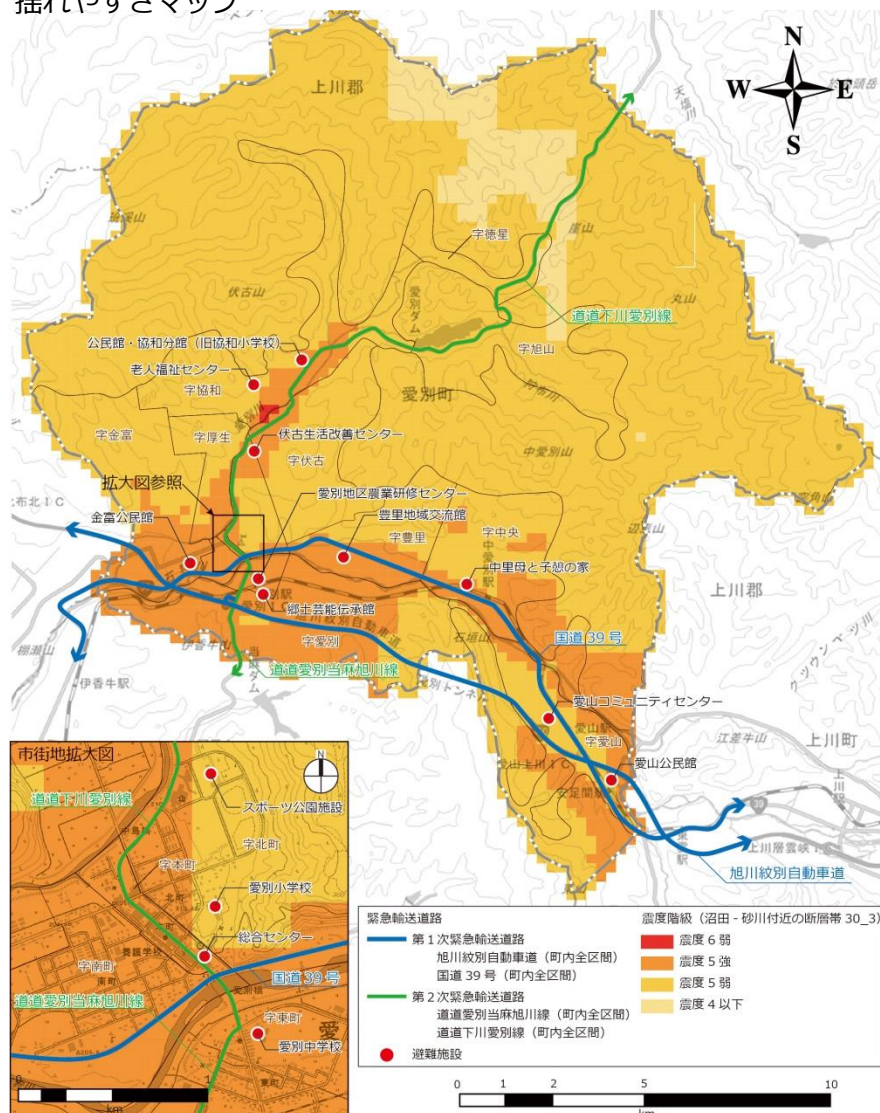
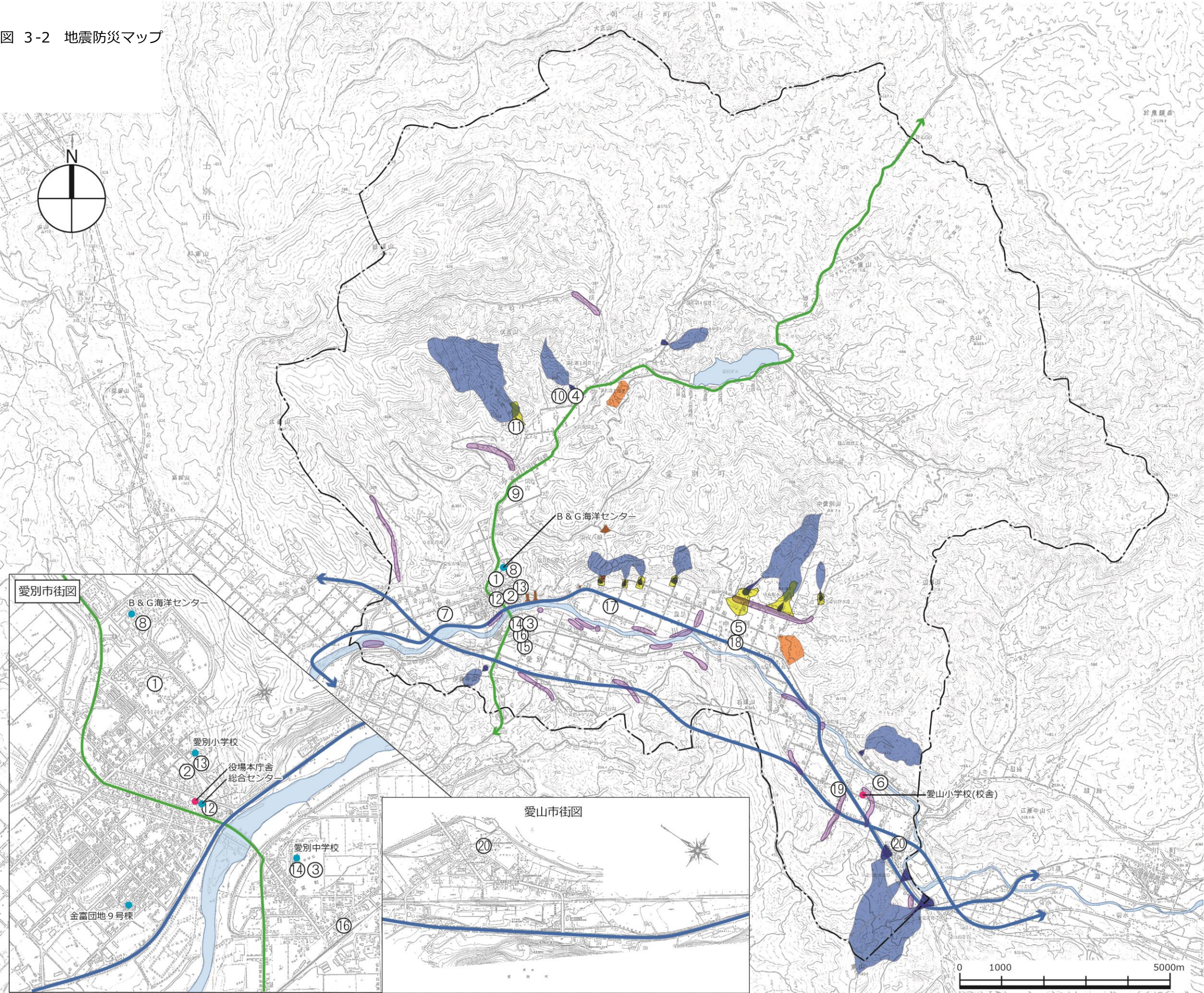


図 3-2 地震防災マップ



災害危険区域

凡 例	
	水防区域
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

緊急輸送道路

凡 例	
	第1次緊急輸送道路 旭川紋別自動車道 国道39号
	第2次緊急輸送道路 道道愛別当麻旭川線 道道下川愛別線

避難場所

指定緊急避難所	
①	スポーツ公園施設（農村公園、野球場、あすなろ広場、山村広場）
②	愛別小学校グラウンド
③	愛別中学校グラウンド
④	旧協和小学校グラウンド
⑤	旧中里小学校グラウンド
⑥	旧愛山小学校グラウンド
指定避難所	
⑦	金富公民館
⑧	スポーツ公園施設（B&G海洋センター、農村環境改善センター、サンライズ）
⑨	伏古生活改善センター
⑩	公民館・協和分館（旧協和小学校）
⑪	老人福祉センター
⑫	総合センター
⑬	愛別小学校
⑭	愛別中学校
⑮	郷土芸能伝承館
⑯	愛別地区農業研修センター
⑰	豊里地域交流館
⑱	中里母と子憩の家
⑲	愛山コミュニティセンター
⑳	愛山公民館

多数の者が利用する建築物
（民間施設を除く）

凡 例	
	耐震診断をすべき施設
	耐震性能を満たす施設

（２）住宅・建築物の地震防災対策普及のためのパンフレット等の作成・配布

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について所有者等へ知識の普及、啓発を図る必要があります。このため、北海道発行の一般向けのパンフレットや（一財）日本建築防災協会発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」などのパンフレットを活用するほか、町では本計画のパンフレット『概要版』を作成し、町民へ配布することとします。概要版には、耐震化の必要性、耐震診断、耐震改修（相談、補助制度の活用等）をする場合の連絡先、「地震の揺れやすさマップ」等を盛り込みます。

図 3-3 一般向けパンフレット

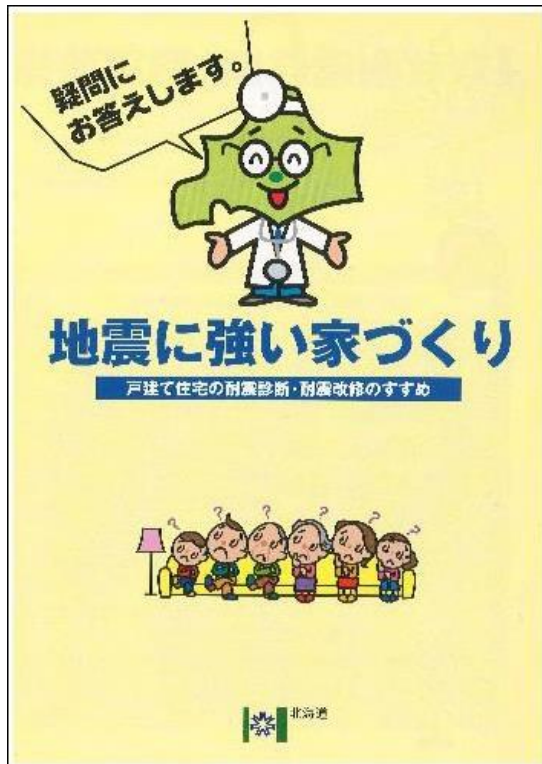
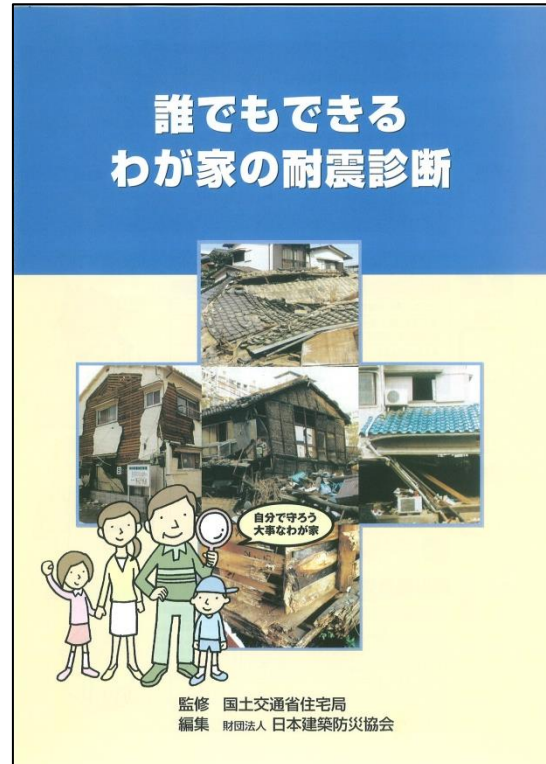


図 3-4 「誰でもできるわが家の耐震診断」



（３）リフォームに併せた耐震改修の普及啓発

住宅のリフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対する耐震化の普及啓発を図ります。

また、町では、相談窓口を設置していることから、今後、民間建築事業者等と連携した相談体制の仕組みづくりを検討します。

(4) 地域における取組の推進

愛別町地域防災計画（平成 29 年 3 月）の「自主防災組織の育成等に関する計画」の中で、基本方針として、町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進することが位置づけられています。

また、自主防災組織の編成や活動内容等についても定められており、本計画では愛別町地域防災計画の内容に沿った取り組みを推進することとします。

第 1 基本方針

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第 2 自主防災組織の設置及び育成

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

2 事業所等の防災組織

町は、多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第 3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けること。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成すること。

第 4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、次に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際には、各地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応

急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり応急対策活動が実施できるように活動体制の整備に努める。

(1) 情報の収集伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告・避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知・徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら円滑かつ迅速に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下、避難誘導を実施する。

(5) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

第5 防災リーダー等との連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図るとともに、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

2 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町では、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

① 住宅の耐震診断の促進

住宅・建築物の耐震化は、所有者が責務として実施することが基本ですが、住宅については、町民生活の基盤としてストック数が多いこと、また、耐震化のための改修費用が経済的に負担となることが考えられ、耐震診断・耐震改修の促進を図るための所有者への支援を行う必要があります。

支援策としては、北海道による戸建て木造住宅を対象とした「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施しています。

また、町においても「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施し、町が国や北海道の支援制度による交付金等を活用して創設した『愛別町住宅耐震改修補助』により、所定の要件を満たす住宅の耐震診断・耐震改修に要した費用の一部の補助を行います。

② 住宅の耐震化、建替え、老朽住宅の除却等の環境整備

国では「住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー」を創設しており、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対し、補助を行っています。

また、北海道においても「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修の補助を行っています。

今後、町においても国や北海道の補助制度を活用した施策の拡充についても検討を行います。

参考：【国補助】住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー（概要）

現行制度に加え、住宅耐震化に向けた積極的な取組（戸別訪問等、改修事業者への技術力向上支援、普及啓発等）を行う地方公共団体について、補強設計及び耐震改修を総合的に支援する。

耐震化に係る総合的支援メニュー【創設】 [対象市町村] 戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 PDCA サイクルを実施する市町村 [交付対象] 耐震設計等及び耐震改修費用を合算した額 [交付対象限度額] 100 万円（ただし改修工事費の 8 割を限度とする。） [交付率] 1 / 2	現行の耐震化支援制度（存置） ○耐震設計等 [補助対象] 設計等費用の 2 / 3 [交付率] 1 / 2 ○耐震改修 [補助対象] 耐震改修×23%又は下表の選択 注：地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、耐震改修に対して、国と地方で 30 万円／戸を加算（H29 年度末までの措置） [交付率] 1 / 2 [補助限度額] 82.2 万円（戸建） <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震改修工事費</th><th>補助対象額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円未満</td><td>20 万円</td></tr> <tr> <td>100～200 万円未満</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>200～300 万円未満</td><td>50 万円</td></tr> <tr> <td>300 万円以上</td><td>70 万円</td></tr> </tbody> </table>	耐震改修工事費	補助対象額	100 万円未満	20 万円	100～200 万円未満	30 万円	200～300 万円未満	50 万円	300 万円以上	70 万円
耐震改修工事費	補助対象額										
100 万円未満	20 万円										
100～200 万円未満	30 万円										
200～300 万円未満	50 万円										
300 万円以上	70 万円										
総合的支援メニューの対象となる地方公共団体 少なくとも以下の耐震化を促進する取組を規定した住宅耐震化緊急アクションプログラムを策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めること。 【耐震化を促進する取組】 ① 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組みを行うこと ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促すような取組を行っていること ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組を行うとともに、住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組を行っていること ④ 広く一般に対し耐震化の必要性に係る普及・啓発を行っていること											

参考：【道補助】既存住宅耐震改修事業補助金制度（概要）

1 補助の対象

（１）補助対象市町村

- ・ 補助制度を設けている市町村（札幌市を除く）

（２）補助対象事業

- ・ 耐震診断、補強設計、耐震改修工事

【対象住宅】

- ・ 所有者自ら居住の用に供している住宅
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- ・ 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの

2 補助スキーム

（１）耐震診断

- ・ 市町村補助額の 1 / 2
- ・ 道補助（国費含む）上限 44,500 円／戸

市町村補助（2 / 3）				事業者負担 （1 / 3）
道補助（1 / 3）		交付金 （1 / 6）	町負担 （1 / 6）	
道負担 （1 / 6）	交付金 （1 / 6）			

（２）補強設計

- ・ 市町村補助額の 1 / 2
- ・ 道補助（国費含む）上限 50,000 円／戸

市町村補助（2 / 3）				事業者負担 （1 / 3）
道補助（1 / 3）		交付金 （1 / 6）	町負担 （1 / 6）	
道負担 （1 / 6）	交付金 （1 / 6）			

（３）耐震改修

- ・ 市町村補助額の 1 / 2
- ・ 道補助（国費含む）上限 411,000 円／戸
- ・ 市町村において①又は②を選択

①定率補助

市町村補助（23%）				事業者負担 （77%）
道補助（11.5%）		交付金 （5.75%）	町負担 （5.75%）	
道負担 （5.75%）	交付金 （5.75%）			

②定額補助

耐震改修工事費	市町村の補助		
		道補助	市町村
100 万円未満	20 万円	10 万円	10 万円
100～200 万円未満	30 万円	15 万円	15 万円
200～300 万円未満	50 万円	25 万円	25 万円
300 万円以上	70 万円	35 万円	35 万円

（２）多数利用建築物の耐震化の促進

町では、学校・診療所などの多数利用建築物について、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載したデータを管理しており、このデータを基に、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項¹の規程に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

町が所有する多数利用建築物は、速やかに耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

町の多数利用建築物の耐震化率は、平成 30 年度時点で 83.3%となっていますが、目標耐震化率である 95%の達成を目指します。

（３）地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、昭和 56 年以前の耐震基準（旧耐震基準）により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

このため「北海道耐震改修促進計画」では、次のとおり耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号²の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ることとしています。町においては、愛別小学校、愛別中学校が該当しますが、耐震性は確保されています。

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第 2 条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

¹第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

²第五条第 3 項 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項（区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項）に、当該各号に定める事項を記載することができる。

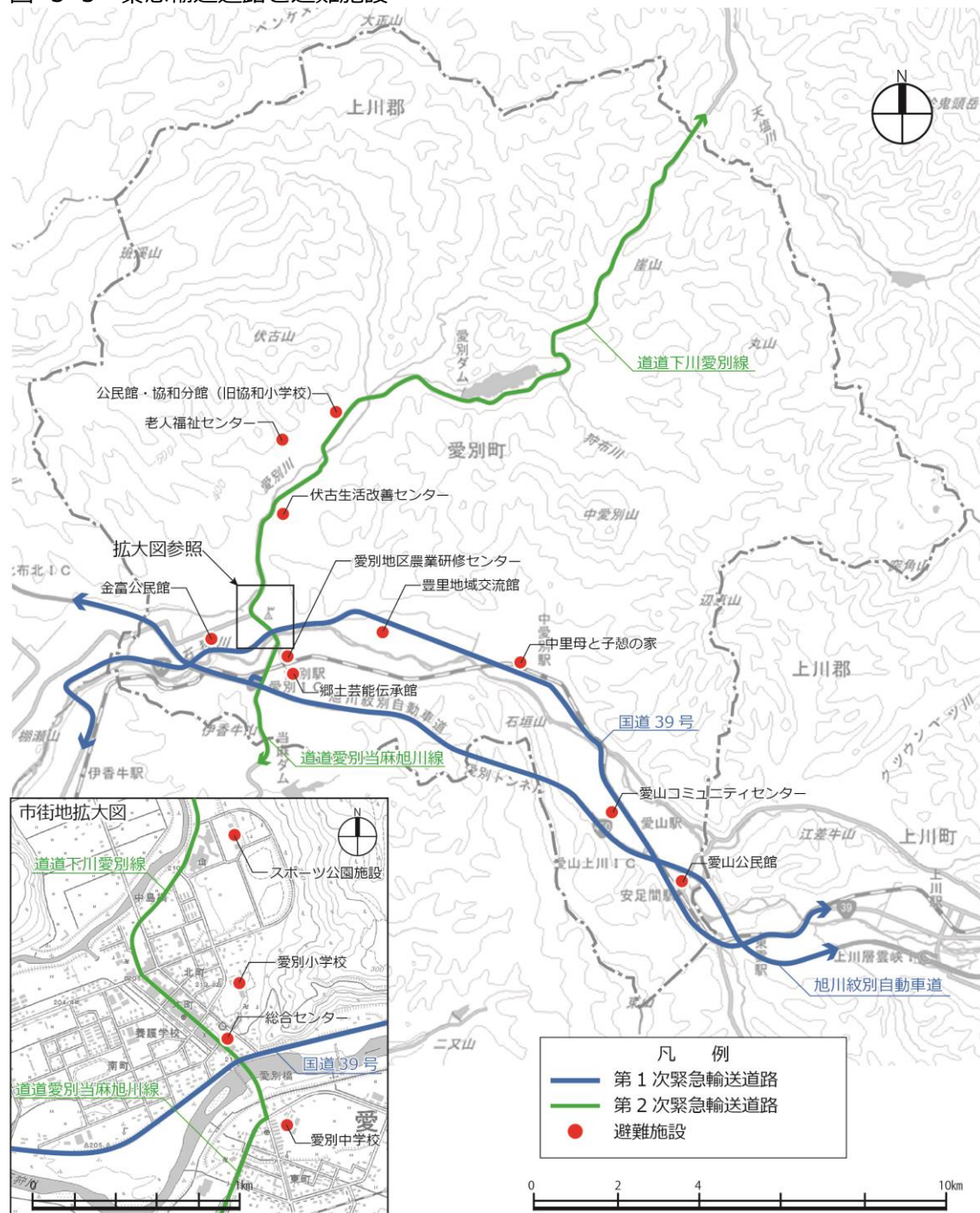
一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物であるものについて、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

（４）地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第１次から第３次までの緊急輸送道路が位置づけられています。

北海道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第５条第３項第３号に規定する道路に指定することとしています。

図 3-5 緊急輸送道路と避難施設



[北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）抜粋]

第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

（５）耐震診断・耐震改修に係る相談体制の充実

①相談窓口の充実

相談窓口を設置し、北海道上川総合振興局建設指導課、（財）北海道建築指導センターと連携し、専門技術者による対応をするものとします。

さらに、耐震に係る相談のみならず、住宅・建築物に係る一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な窓口とするものとします。

また、近年、悪質リフォーム業者による詐欺被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者が被害にあわないための対策を整えます。

②相談員の資質向上

北海道及び関係機関・建築関連団体などが開催する技術者講習会に参加し、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及を図り、相談員の技術向上を目指します。

（６）その他の地震時の安全対策の推進

①窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

②大規模空間の天井の脱落防止対策

平成１５年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成２３年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、北海道及び町では、国土交通省の基準等に基づき、公共施設の対策を講じるとともに、建築基準法第１２条に基づく所有者による定期報告検査等において、安全性の確保を図るよう指導します。

③エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、建築基準法第１２条に基づく所有者による定期報告、検査等において、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

④ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

3 耐震診断・改修を担う専門技術者の育成・支援

（１）耐震診断・耐震改修等に関する技術講習会の開催

耐震診断・耐震改修は、十分な技術的知見を有する建築専門技術者が行った詳細な耐震診断に基づいて実施することが重要です。

町では、耐震診断や耐震改修は専門知識が必要なため、所有者の相談ニーズに応じるため、北海道及び関係機関・建築関連団体などと連携し、専門技術者に対する技術者講習会などにおいて、案内・紹介を行い、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及を図り、専門技術者の技術の向上を目指します。

（２）耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や本道の気候風土に適した効果的な新工法や地震被害評価手法などの技術開発を図ることが必要です。

町では、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所との連携等により耐震診断や耐震改修工法等に係る民間への普及を図ります。

（３）住宅所有者から耐震診断・改修を行う改修事業者等への接触が容易となる取組の推進

町では、町内の耐震改修事業者リストを作成・公表し、住宅所有者が耐震改修を容易に進められる環境整備を図ります。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導

町では、所管行政庁である北海道（上川総合振興局建設指導課）と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等を行います。

1 耐震改修促進法に基づく指導等

平成25年の耐震改修促進法の改正では第16条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

そのため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

2 建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は建築基準法第10条の規定に基づく勧告や命令を行うことができます。

建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行うことができます。また、損傷・腐食及びその他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

町では今後、北海道、市町村、建築関係団体等で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加し、住宅・建築物の耐震化に向けて連携しながら進めます。

第5章 計画の推進に向けて

アクションプログラムの作成・公表

本計画に定めた目標の達成に向け、以下の項目を記載した「愛別町耐震化緊急促進アクションプログラム³」を作成し、住宅耐震化に係る総合的支援メニューの活用を検討します。

愛別町耐震化緊急促進アクションプログラム 記載内容

- 1年間の支援目標
- 1年間の取組内容
- 前年度の取組実績
- 前年度の課題・改善策
- 前年度までの支援実績

³ 「耐震化緊急促進アクションプログラム」

耐震化を促進する取組を規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表するもの。

参考資料

1 多数利用建築物

耐震区分	建築物の種類	施設名称	建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	多数利用建築物	不特定多数利用建築物	耐震診断義務付け対象建築物	耐震性
S56 (1981) 年以前 「旧耐震基準」	学校	愛別小学校	S54 (1979)	RC 造	3	4,613.0	○	○	○	有
		愛別中学校	S42 (1967)	RC 造	3	4,190.0	○	○	○	有
	集会場、公会堂	総合センター	S46 (1971)	RC 造	2	1,634.0	○			有
	公益上必要な建築物	役場本庁舎	S40 (1965)	RC 造	3	2,158.0	○	○		
	施設数 小計						4 施設	3 施設	2 施設	
S57 (1982) 年以降 「新耐震基準」	体育館	愛別海洋センター	S63 (1988)	RC 造	2	1,720.0	○			有
	賃貸住宅、寄宿舎、下宿	金富団地 9 号棟	H13 (2001)	RC 造	3	1,128.0	○			有
	施設数 小計						2 施設			
施設数 合計							6 施設	3 施設	2 施設	

2 指定避難所

施設名		所在地	床面積 (㎡)	階数	構造	建築年
1	金富公民館	字金富 375 番地	255	1	W 造	S60 (1985)
2	スポーツ公園施設 (B & G 海洋センター、農村環境改善センター、サンライズ)	字北町 298 番地	2,136	2	RC 造	S63 (1988)
3	伏古生活改善センター	字伏古 205 番地	159	1	W 造	S54 (1979)
4	公民館・協和分館 (旧協和小学校)	字協和 305 番地	349	1	RC 造	H2 (1990)
5	老人福祉センター	字協和 1145 番地 5	274	1	RC 造	S56 (1981)
6	総合センター	字本町 345 番地 1	433	2	RC 造	S46 (1971)
7	愛別小学校	字北町 234 番地 1	1,788	3	RC 造	S55 (1980)
8	愛別中学校	字東町 221 番地 1	2,099	3	RC 造	S42 (1967)
9	郷土芸能伝承館	字東町 243 番地	194	1	W 造	H10 (1998)
10	愛別地区農業研修センター	字東町 1445 番地	245	1	W 造	S52 (1977)
11	豊里地域交流館	字豊里 837 番地	116	1	W 造	H14 (2002)
12	中里母と子憩の家	字中央 340 番地	231	1	W 造	S50 (1975)
13	愛山コミュニティセンター	字愛山 1051 番地	213	1	W 造	S58 (1983)
14	愛山公民館	字愛山 492 番地	277	1	W 造	S54 (1979)

資料：愛別町地域防災計画 資料編（平成 29 年 3 月）